

令和6年第4回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和6年12月10日（火曜日）午前10時0分 開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 野 崎 良
2 番 在 永 恵
3 番 於 久 弘 治
4 番 毛 利 洋 子
5 番 中 尾 勉
6 番 井ノ口 憲 治
7 番 阿 部 輝 之
8 番 土 谷 信 也
9 番 成 重 博 文
10 番 松 本 博 彰
11 番 河 野 徳 久
12 番 安 東 正 洋
13 番 北 崎 安 行
14 番 河 野 正 春
15 番 菅 健 雄
16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 大 塚 栄 彦
次長兼議事係長 近 藤 浩 二
総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
主 幹 清 水 栄 二

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
副 市 長 安 田 祐 一
市参事兼総務課長 飯 沼 憲 一
市参事兼企画情報課長 丸山野 幸 政
市参事兼社会福祉課長 田 染 定 利
市参事兼商工観光課長 河 野 真 一
市参事兼消防長 友 久 優
財 政 課 長 伊 藤 昭 弘

地域活力創造課長 小 野 政 文
税 務 課 長 瀬 々 信 吉
市 民 課 長 黒 田 敏 信
保 険 年 金 課 長 佐々木 真 治
子 育 て 支 援 課 長 水 江 和 徳
健 康 推 進 課 長 近 藤 直 樹
人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明
環 境 課 長 塩 崎 康 弘
農 業 振 興 課 長 川 口 達 也
耕 地 林 業 課 長 阿 部 博 幸
農業地域支援室長 首 藤 賢 司
建 設 課 長 馬 場 政 年
都 市 建 築 課 長 近 藤 保 博
上 下 水 道 課 長 遠 江 正 美
地域総務二課長兼水産・地域産業課長

船 木 靖 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 山 田 英 彦
選挙管理委員会・監査委員事務局長

藤 重 深 雪
農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 中 良 久
教育委員会

教 育 長 河 野 潔
教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
文 化 財 室 長 河 野 典 之
学 校 教 育 課 長 河 野 政 文
総務課 課長補佐兼総務法規係長

矢 野 裕 治
主幹兼秘書係長 齋 藤 恭 子

○議長（安東正洋君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、11番、河野徳久君の発言を許します。

河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 皆さん、おはようございます。議席番号11番、河野徳久です。

一般質問をします。

佐々木市長の政治姿勢についてお尋ねをいたします。

佐々木市長におかれましては、2期8年目を迎えられています。就任以来、一貫して、地域の活力は人にほかならず、未来への投資なくして人口増はあり得ないと言っておられます。その上で、人口減少対策を市政の最重要課題として位置づけ、人口増加と新たな観光振興を柱として、様々な施策に取り組んでこられました。特に、県内唯一11年連続で社会増を達成した移住・定住施策をはじめ、全国トップクラスの子育て支援や高齢者福祉の支援、昭和のまち・てらす、そして真玉海岸恋叶のゆうひテラスなどの新たな観光拠点施設による地域の魅力創出など、スピード感を持った対応により、着実にその成果を出してこられました。

また、地域経済対策においても、物価高騰に直面する市民生活を支えるため、議会からの要望を受け入れていただき、国の支給対象から外れた世帯にも支給を拡大し、全世帯へ3万円の支援金、そして全ての子育て世帯に子ども1人当たり5万円の支援金の支給という、市独自の対策をされたところです。

さらに、プレミアム商品券の重ねての発行や高齢者への感謝の意を込めた敬老会実施補助金の大幅な増額など、常に市民の目線に立ち、県内他市に先んじて施策を打ってこられたことは評価に値するものです。こうした取組によりまして、近年では消滅可能性自治体からの脱却も成し遂げられています。

このように、様々な分野において市民サービスの向上がなされておりますが、市の限られた財源ですので、将来にわたり持続可能で市民が安心して住み続けられるよう、健全な財政運営に努めていただく必要があると考えます。佐々木市長は、就任直後より安定財源確保のために、事業経費の見直しや徹底した歳出削減に取り組んでこられたと思います。

私も、佐々木市長の目玉政策である子育て支援の財源について提案させていただいたことがあります。ふるさと納税が開始された当初は、返礼品や送料等の費用に一般財源が充てられ、納税額が増えれば一般財源からの持ち出しも増える状態にありました。そこで、純粋な財源確保のため、決算時に寄附金額からふるさと寄附金に係る返礼品と諸経費を差し引いた額を基金に積み立て、子育て支援などの政策に充当できるように変更していただきました。これにより、現在では一般財源からの支出はなくなるとともに、ふるさと納税からどれだけ子育て支援に財源が充当されているか明確に分かるようになっており、安定して政策運営が行われるようになったと感じて

います。

また、大分県が公表した市町村普通会計決算の概要によると、本市の財政の弾力性を示す経常収支比率が、直近の令和2年度から5年度の4年間では、他市と比較して決して安心しているわけではございませんが、県内14市の中で4年連続一番よい経常収支比率となっています。

この小さな豊後高田市で、このように様々な政策を実行できるのは、市職員の皆さんの頑張りによるところが大きいと思います。さらには、トップである佐々木市長のリーダーシップによるものと推察いたしますが、どのような行財政指標により、これまでの市政運営に取り組んでこられたのかをお尋ねいたします。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ただいまの政治姿勢についての質問にお答えいたします。

私は、就任以来、地域の活力は人という信念に基づき、人口増施策と他の地域にはない地域資源を磨き上げ、交流人口を増やし、人口増へとつなげる新たな観光振興の2つを柱に、一年一年が勝負と思い、全身全霊で取り組んでまいりました。

この豊後高田市への思いは、県議時代から変わらず続いております。ふるさと豊後高田市の活性化に向けて様々な人脈を頼り、国・県の事業を活用することで豊後高田市の負担をなくし、交通網や観光振興などの様々な事業を誘致してまいりました。

しかし、ご案内のとおり、全国的に少子高齢化・人口減少が進んでおり、これまでも人口が減るごとに市町村合併が繰り返される中、合併された地域は極端に人口が減っていきます。

地域から離れる人は不動産を売却しますが、人口が減りますと買手が見つかりません。さらに、土地の評価が下がり、市の固定資産税などの税収も減少してまいります。また、人口が減れば、国からの地方交付税も減少します。さらに、近隣市と合併が行われれば、本市は周辺部となり、豊後高田市の名称も消滅してしまいます。

人口減少の行き着く先は、いずれも明るい未来はありません。それだけは食い止めなければいけません。豊後高田市の将来を見据えた時、このまま何もしなければ、消滅をしてしまいます。

そういう意味で、2期目においても、一貫して、豊後高田市を消滅させない、その思いで人口増施策に取り組んでまいりました。そして、施策の実施に

は同時に財源の手当ても必要です。政策と財源は対の関係でありますので、充実した市政運営には財源確保は欠かすことはできません。

そういう意味で、人口増施策に直結する子育て支援の財源といたしましては、ふるさと納税は欠かせません。議員のご提言を受けまして、寄附金から返礼品経費を除いたものを実質寄附金とし、その使途を人口増施策の一丁目一番地である、子育て・教育施策に限定することで、寄附者への市の決意を伝えるとともに、多くの皆さんのご理解とご協力を得て、寄附額を大幅に増額させることに成功し、市の最重要施策の財源を確保することができました。

この財源確保には、もう一つの方法があります。それは無駄の削減です。

私が就任して2日後のことではありますが、宇佐・高田・国東の広域事務組合のごみ処理施設整備・運営の決裁が回ってきました。内容が分からないので、すぐには決裁できません。そして、240億円という金額は高過ぎるのではないかということで、私は反対を貫いてまいりました。しかしながら、執行権者である宇佐市長が管理者権限を行使し、3市の合意がないまま議会提案が行われました。

議員の皆さんが賛成し可決されますと、私がいくら反対しても決まってしまう。そういう意味で、本市議会から選出された議員さんをはじめ、広域事務組合議会の議員12人のうち、10人の方が反対をしてくれまして、否決をいただいたところであります。将来にわたる修繕費などに有利な財源を活用できる可能性も生じるなど、大幅にコスト削減する見通しがつきました。

そして、本市の現在使用しているごみ清掃工場の維持補修費や、し尿処理場の指定管理料などについても、私の意を酌んだ見直しを進めることで有利な財源を活用するようになり、その結果、これも大幅に削減を図ることができました。

本市の現状を見つめ、人口増に向け何をすべきか、私は常々職員に対して問題意識を持って取り組んでほしいと呼びかけておりまして、その成果だと思っております。

当時、交付税の優遇措置も先細りとなる中、市長就任時には、佐々木は基金を全て使ってしまうのではないかという風潮も耳に入ってきておりました。しかし、先ほど申し上げました財源確保の取組によりまして、むしろ就任前よりも基金を増やすことができました。

また、任期中は新型コロナウイルス、そして物価高騰という未曾有の危機に市民生活が直面しましたが、温存してきた基金により、思い切った対策に取り組むことができました。特に、市議会安東議長、毛利副議長をはじめとする各会派の議員の皆様からのご要望をいただき、大分県で初となる本市独自の対策——全世帯へ3万円、全ての子育て世帯に子ども1人当たり5万円といった大胆な支援を幾度となく実施できたものと思っております。

繰り返しになりますが、地域の活力は人です。そういう意味で、国もインバウンドも含め、観光振興に力を入れる中、本市もその方向でしっかりと取り組み、交流人口を増やし、人口増につなげていかなければなりません。これまでも新たな観光振興といたしまして、国の交付金や過疎債、そして、私から活用を始めた、さらに有利な辺地債などの財源を活用し、豊後高田昭和の町や真玉海岸に新たな交流拠点施設、または長崎鼻にも宿泊施設の整備など、地域の魅力創出に取り組んでまいりました。

そして、今年の10月には、個別の寺院ではなく、国東半島に点在する寺院や岩屋を面として捉え、六郷山が評価され国の史跡に指定されました。魅力がなければお客さんは来ません。また、行政区の境もお客さんにはありません。各地の資源を点ではなく、線や面として捉えることで、さらなる観光振興につなげ、交流人口の拡大に努めてきたところでございます。

このような積極的な取組に対して、市の財政をご心配する声を頂戴することがありますが、議員ご案内のとおり、財政状況の指標は、おかげさまで県内14市で4年連続トップです。そして、これまでの取組が実りまして、本市は若い女性の減少率が県内で最も改善し、消滅可能性自治体から脱却することができました。地域の活力は人という信念に基づき、議員各位をはじめ、市民の皆様のご支援・ご協力をいただきながら、議員と一緒に人口増施策と新たな観光振興に取り組んできた結果、消滅可能性自治体から脱却をはじめ、様々な成果につながったものと考えております。

○議長（安東正洋君） 河野徳久君。

○11番（河野徳久君） 再質問をいたします。

市長の経営手腕については、よく理解をいたしました。しかしながら、私には1点理解できないことがあります。市長は先ほどの答弁の中で、県議時代から市民のことを思う気持ちは誰にも負けない情熱

を持ってきたと発言がありました。もう、来年の4月には市長選の改選があります。いまだ、私は、どうするという事を市長から聞いたことはございません。やはり、市政を担当するそれだけの意欲があるなら、やはりそれを市民に示していただきたい。

国のほうでは、現在、103万円の問題で178万円に最低金額を引き上げた場合には、7兆円から8兆円の財源が減になるということが新聞等であります。その7兆円か8兆円のうちには県民税も入っているわけで、やはり国のほうからの交付金が減る、そういう、いろんな、これから先、厳しい時代が待っているのではないかと思う。そういうことで今まで精いっぱい市長がし過ぎたから、この先が不安でならない。だから表明できないとか、いろいろ事情があると思う。しかしもう12月です。少なくとも12月の最終日の18日までには、来年の4月はどうするんだということを市民に示してほしいんです。やはり、そのことが市民に安心を与えらると思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 議員ご案内のように、全国的に人口減少、高齢化社会を迎える中、地方自治体の運営は一層厳しさを増すことが見込まれます。私はマイナス思考で物を考えることでなく、7兆円、8兆円もの予算が必要と言われておりますが、今の経済状況を考えると、7兆円、8兆円が景気対策にもなるわけで、また、なお雇用の安定確保にもつながると思っております。そういう意味で、地域経済に大きなプラスの影響を与えるものであると思っております。そういう意味で、この178万円の増額は大きいプラスになると私は信じて疑いません。

私は、かねがね地域の活力は人と考え、ふるさと豊後高田を守るため、そして人口を増やし、未来を変え、未来を創るため、市民の皆様のご理解とご支援がいただけるのであれば、引き続き豊後高田市のかじ取り役として全力で取り組む決意でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東正洋君） 河野徳久君。

○11番（河野徳久君） ありがとうございます。これで終わります。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

6番、井ノ口憲治君の発言を許します。

井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 皆さん、おはようございます。議席番号6番の井ノ口憲治でございます。

納骨堂の建設について質問をいたします。

私もだんだん年を取ってきて、ああ、お墓は、これはどうしたものかなあというように考えることが多くなってまいりました。私の知っている人も、うちではもう後継ぎもいないので、納骨堂をするようにしたというようにお話を聞くようになりました。田舎は高齢化が進み、田舎のほうは山のほうに造っているお墓が多いので、山から家の近くに下ろしたり、子どもが県外など遠くに出ておるので、もう帰る予定はないので、墓じまいをしようかという人も多くなっているように思います。多くの人が、自分が亡くなったら、もう子どもにはそういう意味であまり迷惑をかけたくないというような声もよく聞かれます。

そんなこの頃であります、市民の方から、市のほうで納骨堂を造ったらどうですかね。市長に勧めてくださいという話をお伺いをいたしました。その方のお話では、お寺さんはお寺さんで納骨堂を造っているところもあるが、造っていないお寺さんもある。墓じまいをする人も助かるし、県外から等、移住してきた人も、先のことを心配せずに、墓のことも心配せずに永住ができるんじゃないかなあというようにお話を聞かせていただきました。

先日、もう一週間ぐらい前になりますが、ちょうど夕方と言いますか、夕食時ですが、テレビを見ていましたら、南こうせつも出演した番組でしたが、お墓の話を、講演をしておりました。その中で、ちょうど今、お墓のこれかと思つて、まあ、私も興味深く聞かせていただきましたが、そのテレビでは、民間業者がお墓を造って——そのお墓というのも前方後円墳のような、こういう大きな前方後円墳を造つて、その一角に、何個か納骨堂を造ると。そして、そこをずっと広く公園のようにして、今度お墓参りをする時に、子どもさんやそれからお孫さんも来た時にその納骨堂でお参りをして、子どもたちは、そのおじいちゃん、おばあちゃん、ご先祖様が眠っているお墓のところで遊んで、墓参りを終えることができるというようなテレビがありました。

私も、ああ、これはなかなかいいアイデアだなあと思つて、興味半分テレビを見ていましたが、時代もだんだん変わってきて、そういういろんな考え、アイデアを持たしたお墓の取組も始まった時代が変わってきたなあというように感じたところであります。そのテレビでは、前方後円墳もありましたし、特に、若い女性の方はカプセルなどに入って海の底

に納骨をするとかいうのが、希望者が多いそうであります。そういうテレビを見ながら、うちも、これはいろいろどうしたものかなあというように思ったところでございます。

そこで、ひとつ納骨堂についてのご見解をお伺いをいたしたいというように思います。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、井ノ口議員の納骨堂の建設についてのご質問にお答えいたします。

議員ご案内のとおり、墓地を改葬される方が近年増えております。地元に残継ぎがならず、墓じまいされる方のほとんどが市外の方で、遠方のため墓参りに来ることができないことから、現在お住まいの近くの墓地か納骨堂に改葬を行っている状況でございます。また、墓を山から下ろす場合や移住者の墓地用地を確保できない等のご相談があった場合は、市営千部墓地をご案内させていただいております。

納骨堂の建設につきましては、宗教法人の納骨堂もございますので、現時点では市営の納骨堂を建設することはなかなか困難ではないかと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） 納骨堂の件につきましては、私もあまりそういうことは詳しくないんで、市民の方のご要望を今、お伝えをしたところでございますが、それから、納骨堂はどんなところにあるのかなあというように、私もちょっとお聞きをしたりしましたら、点々お寺さんによっては納骨堂をもう既に行っているところもあれば、していないというお寺さんもあります。そういうことで、いろいろな問題点もあろうかと思いますが、県内で市営の納骨堂を建設している市はどんなところがあるのか、把握をしておれば聞かせていただきたいし、建設に当たっての宗教法人とか、市民の皆さんの声だとか——問題点や市民の皆さんの声を把握をしていましたら、お聞かせ願いたいというように思います。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、井ノ口議員の再質問についてお答えいたします。

現在、県内で市営の納骨堂を整備している市は大分市のみでございます。

そういった納骨堂についての市民の方からのご相談ということなんですけれども、現在のところ、一

般の方からの納骨堂のご相談を受けたことはありません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 井ノ口憲治君。

○6番（井ノ口憲治君） ありがとうございます。だんだん、こういうお話も多くなってくるんじゃないかと思いますので、頭の片隅に入れておいていただいたら、ありがたいというように思います。

以上で終わります。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

3番、於久弘治君の発言を許します。

於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 議席番号3番、於久弘治でございます。今年も残り僅かとなってまいりました。年末年始に向けて市民の皆さんも日々慌ただしい生活を送られていると思われます。ようやく本格的な冬シーズンが到来しましたが、空気がとても乾燥してきています。ご存じの方も多いかと思いますが、先般、臼杵市の中心地でも大火災が発生しています。市民の皆さん、火の取扱いには十分注意していただきたいと思います。また、高齢者を対象とした振り込め詐欺、オレオレ詐欺が多発しています。ご友人、子どもさんたちなど把握されている電話番号以外の知らない番号は、電話に出ないこと、折り返しの電話をしないこと、もし誤って電話をかけてしまいトラブルになりそうな場合には、警察や子どもさん並びに知人の方にすぐに相談することをお願いしたいと思います。

それでは、質問に入ります。

最初に、本市における企業の人材確保に向けての対策について質問いたします。

全国的な少子高齢化の影響により、近年、全ての産業において、人手不足が深刻な状況になっており、本市においても労働力の確保が喫緊の課題となっています。ひとえに、労働力の確保といいましても、少子高齢化による人口減少の時代では非常に厳しく、今後、ますます深刻化するものと思われます。これからは、新たな発想の下、人材確保を行い、定住対策にも結びつけなければならないと思われます。

まず1つ目に、本市では、市と商工会議所並びに企業が連携した豊後高田インターナショナルコントリビューション事業協同組合、通称B I Cを設立するなど、全国的に先駆けた取組を行い、労働力の確保に努められていますが、技能実習生等の皆さんは、ミャンマー、ベトナム、インドネシアを中心に、現

在約760名が本市で働いているとのことですが、本市としてどのような生活支援やお困り事に対する支援をされているのか、現状についてお聞きいたします。

2つ目に、本市において市内企業の労働力の確保も含めた定住対策として、豊後高田市で働きたい、その気持ちを全力でサポートするとのキャッチフレーズの下、奨学金の返還を支援する、豊後高田市で働こう！奨学金返済支援事業を平成30年度から実施されていますが、この事業内容について市民の方も理解できるよう、詳しく説明をしていただきたいと思っています。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、本市における企業の人材確保に向けての対策についてのうち、まず、本市における技能実習生等の状況についてのご質問にお答えいたします。

最初に、本市における技能実習生等の受入れについてのこれまでの経緯について述べたいと思います。

本市では、以前から少子高齢化に伴う企業の人材確保が大きな課題となっておりまして、これまでも企業合同就職説明会の実施、子育て中の女性を対象とした働く場の確保や相談窓口の設置、高齢者・障がい者の雇用促進対策、近隣の高校、県内の大学を対象にした新卒者の確保対策など、幅広い対策を進めてまいりました。

しかしながら、全国的な人口減少の進展によりまして、本市だけではなく、これまで人材の供給源でありました宇佐、中津両市においても労働力不足が進み、従来の方法では十分な人材を確保することができなくなりました。そこで、その対策といたしまして、外国人技能実習生等の受入れを進めるため、全国初となる市と商工会議所、民間企業が連携した管理組合である豊後高田市インターナショナルコントリビューション事業協同組合を平成30年2月に設置いたしました。市は、この組合に対して直接的な出資等はありませんが、ベトナムやミャンマー出身者等を地域おこし協力隊として採用し、組合の運営支援を行ってきたところでございます。

インターナショナルコントリビューションとは、日本語に訳せば国際貢献という意味でありまして、名前が長いので、通常はB I Cと略称を使っております。本市では、以前から農業を中心に技能実習生の方が訪れていましたが、その後、製造業、建設業、介護など、あらゆる産業で人手不足が顕著となる状

況の中、本市を訪れる外国人の皆さんが安心して研修や労働に励むことができ、また、受入側の事業者の皆さんも安心して受け入れられるようにと設置したものでございます。

B I Cでは、技能実習生等の受入れのほか、語学教室の開催、ごみの分別収集、交通安全などの指導・啓発をはじめ、生活全般のよろず相談窓口の設置、五月祭や観光盆踊り大会など地域イベントへの参加、そのほか、地域との交流イベントの実施など、多文化共生社会の実現に向けて幅広い事業を展開しております。市報11月号にB I Cの挑戦と題した特集記事が掲載されていますので、ぜひご覧いただきたいと思います。

ちなみに、今年6月末現在の市内在住の技能実習生と特定技能の方を合わせた人数は764人で、そのうちB I Cが管理している人数は約150名ほどですが、よろず相談、語学教室等は市内全域の外国人を対象として活動しております。主な国別の人数を申し上げますと、ベトナムが420人、インドネシアが179人、ミャンマーが91人となっております。円安が進み、世界的規模で人材の獲得競争が激化している中、今後とも外国人の皆さんが安心して暮らせるように、B I Cと連携して環境整備に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、豊後高田市で働こう！奨学金返済支援事業についてお答えいたします。

この事業は、市内の中小企業の若年就業者の確保対策として始めたものでございます。就職時の年齢が30歳以下の方が市内の事業所に正規職員として採用された場合、毎年12月までに返済した奨学金の半額を5年間にわたり、最大100万円を上限に助成するものでございます。平成30年度には4人で合計10万3,000円でしたが、年々増加し、昨年度は23人で合計169万8,000円、事業所数で20件となっております。

なお、1年間に実際に返済した金額の半額を助成する制度のため、毎年1月中に申請する必要がありますので、ご注意くださいと思います。また、公務員は対象外となっております。年間の給与総額が350万円以下であることや繰上償還は対象外などの様々な条件もありますので、詳しくは商工観光課商工労政係までお問い合わせいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 1つ目の技能実習生等の状

況についてですが、とても本市の地域性に根差した取組をされていることがよく分かりました。今後は、技能実習生等の在日期間を5年から10年に向けた取組と併せ、より働きやすい環境整備になるよう、県や国に要望していただきたいと思います。

2つ目の豊後高田市で働こう！奨学金返済支援事業の事業内容についても、とてもよい取組であることが市民の皆さんにもよく伝わったことだと思います。

それでは、2つ目の奨学金返済支援事業について再質問いたします。

先ほど、課長からの答弁にもありましたように、平成30年度に対象者数が僅か4人であったものが、年々増加し、令和4年度には24人まで増加したことにつきましては、徐々にではありますが、事業が進捗しているようにも思いますが、令和5年度においては対象者が23人と、見方によれば伸び悩んでいるようにも見受けられます。そういった状況を踏まえ、今後の課題として挙げられる点や、さらに本事業を進展させるために、どのような対策を取ればよいのかについて、お考えがあればお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河野真一君。

○市参事兼商工観光課長（河野真一君） それでは、奨学金返済支援事業についての再質問にお答えしたいと思います。

先ほどご答弁申し上げましたように、この奨学金返済支援事業につきましては、市内の中小企業の若年就業者の確保対策として始めたものでございます。近年、人口減社会に突入したことから、全国的に就労者の確保が難しくなっておりまして、特に中小企業における若年労働者の確保は厳しい状況でありまして、また、多くの若年者の方々は奨学金の返済に苦慮しているという状況もございます。

こうした状況に対処・対応するために始めたのが、この奨学金返済支援制度でありまして、奨学金の返済を支援することで、市内中小企業の若年労働者の確保を図り、さらに若者の生活支援と定住促進を目指すものでございます。令和5年度の実績を見ますと、対象者が23人、事業所数で20社となっておりますが、まだまだ、この事業の潜在需要は大きいのではないかと考えております。

したがって、まだ知らない方も多々あると思いますので、より多くの皆様方にこの制度を知ってもらい、市内中小企業の人材確保と定住対策の促進

を図るため、制度の周知に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 於久弘治君。

○3番（於久弘治君） 課長からの答弁で、今後、事業の推進を図り、人材確保に努めていただくことはよく分かりました。この奨学金返済支援事業を今後も引き続き行っていただくことをお願いいたします。

さらに、本事業をベースとした将来的な取組として、市内にある工業団地並びにほかの企業へ市外から通勤されている方や、U I J ターンで本市での勤務を希望されている方々が移住定住していただける政策を行うことも、本市の人口増加につながるのではないかと考えております。

ですが、その政策を執り行うためには、財源を確保する必要があると思われます。本市だけの努力では限界があるため、国・県を巻き込んだ助成事業の創設が必要ではないかと思われます。本市から国・県に対し、ぜひとも助成事業創設へ向けた働きかけを強く要望し、次の質問に移ります。

次に、昭和100年の記念行事について質問いたします。

以前、私から同じ内容で一般質問させていただきましたが、来年の昭和100年を迎えるに当たり、残り僅かの日数となってきたこともあり、今回も質問させていただくことになりました。皆さんもご存じのように、昭和の町に関するイベントは現在でも多く、先々月ではコロナ禍で数年間中止となっていました昭和の町音楽祭は大盛況で終わり、私も時折、参加させていただいています、毎月最後の土曜日の夜に開催されています昭和の町夜市では、たくさんの市民の方が楽しまれている様子をうかがうことができます。

今回の昭和100年による昭和の町の記念行事をどのようなものにしていくのかについては、私だけではなく、市民の皆さんの関心もかなり高いのではないかと思います。ただ、現段階においては、具体的な事業内容までは整っていないようにも感じられますが、今後の事業スケジュールも含めて、分かっている範囲内で結構なので、市民の皆さんに情報をお伝えできればと考えています。

それでは、昭和100年の記念行事に向けた昭和の町における本市の取組についてお聞きいたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼商工観光課長、河

野真一君。

○市参事兼商工観光課長(河野真一君) それでは、昭和100年の記念行事に向けた昭和の町における本市の取組についてのご質問にお答えいたします。

来年2025年、令和7年は、昭和で数えると100年に当たります。本市は、豊後高田昭和の町として平成13年9月に取組をスタートして以来、昭和が体験できるまちとして、商店街活性化のモデルとして全国的に有名となり、今でも昭和の町は本市の元気の源となっております。日本で一番、昭和を活用している本市にとりまして、昭和100年は昭和の町をアピールするまたとないチャンスと言えます。

このため、昭和の町のマネジメントを担う観光まちづくり株式会社を中心として、今年度、各商店街と記念行事の内容について、幾度となく協議を実施してまいりました。その結果、様々な記念行事の案が出てまいりましたので、商工会議所、商店街連合会、そして市などの関係者で構成いたします、昭和百年事業の実行委員会を明日の午後開催して、大枠の方向性を決定する予定となっております。

したがって、現時点では実施する記念行事は確定しておりませんので、今後、財源の確保なども含めて検討を進め、実行委員会の構成団体と協議しながら、事業内容を固めてまいりたいと思っております。

なお、プレイベントといたしまして、先月の30日土曜日から今月の28日土曜日までの期間、昭和の町の5つの商店街で、豊後高田・昭和のまち灯りと題しまして、午後5時から午後9時まで、趣向を凝らしたイルミネーションイベントを実施しておりますので、ぜひ、夜の昭和の町の散策をお楽しみいただければと思います。

以上でございます。

○議長(安東正洋君) 於久弘治君。

○3番(於久弘治君) 先月の11月30日に行われました昭和のまち灯りの点灯式典には、私も参加させていただきました。昭和テイストが漂う明かりを眺めながら、改めてではありますが、昭和100年がもうすぐやってくるんだなあ強く感じることができました。先ほど、課長からの答弁にもありましたように、実行委員会も今月立ち上がっていくということなので、大成功を収めることができるよう、心よりご祈願いたします。

最後になりますが、お隣の宇佐市も来年、宇佐神宮1300年祭が執り行われることになっております。

行事としての重みの違いはあると思われますが、できれば互いにタイアップすることにより相乗効果が期待できるような取組も今後加えていくことも要望し、質問を終わります。

○議長(安東正洋君) 一般質問を続けます。

7番、阿部輝之君の発言を許します。

阿部輝之君。

○7番(阿部輝之君) 議席番号7番、豊友クラブの阿部輝之でございます。通告に従い、2件の質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、台風10号による災害についてお尋ねいたします。

昨今の豪雨災害は、気候変動等により激甚化・頻発化が進み、記録的な大雨による災害が多発しています。そのような中で、8月末に九州を通過した台風10号は、風による被害こそなかったようですが、時間雨量90ミリ以上の猛烈な雨が降り、市内各所で豪雨災害が生じました。

私も香々地地区においても、竹田川が数か所で氾濫し、甚大な被害が生じました。私が把握しているのは、叶渕地区で床上浸水16戸、床下浸水1戸、また、堤地区でも、幅2メートルより少し狭いかなと思われる里道橋が竹田川に架かっているのですが、流木やごみなどが引っかかって、濁流をせき止め、堤地区方面に越流し、床下浸水などの被害が生じました。このように、竹田川流域では今までに経験したことのない被害が生じました。ほかにも、見目川、羽根川、堅来川などでも災害が発生したように聞いております。

まず、1点目として、香々地地区での人的被害や家屋被害、または土砂崩れで民家に流れ込むなどといった危険な状態の崖崩れなどなかったのか、分かる範囲で結構ですので、被害の状況について、また、叶渕地区や堤地区の越流による災害はどのような原因があると考えているのかお尋ねいたします。

2点目に、叶渕地区や堤地区の今後の対策についてお尋ねいたします。

叶渕地区は、上叶渕橋の下流にある立花井堰及び市道香々地羽根線からの排水等が原因と考えています。異常気象は、地球温暖化の影響により世界各地で頻発化・激甚化しています。今回の台風以上の降雨も想定されますので、県の河川課や立花井堰の受益者など、様々な関係者があると思いますが、安心・安全に暮らせるよう、何らかの早急な対策が必要と考えます。

本日は、地元関係者の方々が今後の対策を心配され、傍聴されています。いかがでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 台風10号による香々地地区の水害の状況及びその原因についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご案内のとおり、8月29日に台風10号が接近した際には、大分県が上香々地地区に設置している雨量計で13時から14時の1時間に95ミリの猛烈な雨を観測し、竹田川流域を中心に被害が発生し、一部で大変危険な状況もあったと聞き及んでおりますが、最終的には大きな人的被害は発生しなかったと認識しているところであります。

香々地地区の被害の状況であります。まず、住家の被害については、市が発行している罹災証明書の数によると、床上や床下浸水は旧香々地町エリアで20件となっているようであります。

次に、危険な状態の崖崩れにつきましては、人家に土砂が流れ込むような大きな被害は把握しておらず、市道の土砂撤去が24件ほど発生したという報告を受けております。

最後に、農地と農業施設に関する被害状況ですが、農地被害が7件、農業用水路などの農業施設被害が11件となっているようであります。

なお、今回発生した水害の原因につきましては、現在、竹田川の河川管理者であります大分県豊後高田土木事務所において、浸水要因や痕跡について調査が進められているようであります。

次に、香々地地区の水害の今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

叶渕地区では、これまでも平成16年9月に台風21号が接近した際、竹田川が増水し、排水ができなくなり浸水被害が発生したため、平成20年、22年、26年度に河川の河床掘削を実施するとともに、平成22年度には山からの浸水を防止するため、流末処理工事などのハード対策が大分県の施工により実施されてきたと認識しております。

また、毎年、出水時期前の5月末には、陸上自衛隊や大分河川国道事務所をはじめ、豊後高田警察署や消防団などの関係機関の皆様に参加いただき、防災パトロールを実施しており、今年度も災害危険箇所になっている叶渕地区の現地パトロールを実施し、早期の情報提供や避難誘導などのソフト対策の徹底について確認してきたところであります。

今回の台風10号の被害を受けて、今後の対策としては、先ほど答弁いたしました大分県豊後高田土木事務所の調査結果が出てから、関係機関の皆様の専門的見地からアドバイスをいただきながら、市民の皆様の生命・財産を守るため、必要な防災対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） どうもありがとうございます。

再質問をいたします。

人的被害はなかったとの答弁でしたが、見目地区で水難事故が発生するところでした。当事者から名前は伏せてくださいとのことですので、あえて名前は申しませんが、高齢の方が避難途中に一気に水かさが増し、胸元近くまでつかり、身動きが取れなくなり助けを求めているそうです。この救助した方は人命救助で県警本部長より表彰されました。叶渕地区や堤地区の災害も、一歩間違えば人命に関わるほどの災害であったことから、この被害の究明こそが、香々地住民の安心・安全につながるものと思いますので、叶渕地区の越流の原因について再質問いたします。

市道香々地羽根線に架かる上叶渕橋に一番近い人から——その人の家も床上浸水している中、2階から撮影した動画を見せていただきましたが、この橋より少し下流に立花井堰があります。最初に、この井堰の少し上流から越流が起こり、次いで橋の桁や欄干に流木等が引っかかって、橋の上流からも越流するようになり、この時、対岸からも越流しました。そして、地区のほとんどが浸水しました。このような状況から考えますと、原因は井堰の高さが高いのではないかと、また、橋桁も低いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 台風10号の被害の原因について再質問にお答えいたします。

議員ご案内のような被害の原因につきましては、被害の大きかった叶渕地区などを市長が訪問し、被害状況などを確認した際にも、井堰や橋梁、山水が原因ではないかというご意見を地元住民の皆様からお寄せいただいたところであります。

先ほど答弁いたしましたとおり、現在、大分県豊後高田土木事務所により調査が進められております。

ので、現時点ではまだ明確な原因を特定できていない状況であります。

○議長（安東正洋君） 阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） それでは、②の今後の対策について再質問いたします。

先ほども申しましたが、異常気象による豪雨災害は頻発化・激甚化しています。地区民は、今回のような雨やそれ以上の雨を心配しておびえています。不安が募るばかりです。安らぐ時がありません。皆さんの安全を確保し、安心して暮らせるよう、何らかの対策は必要と思います。

何度も申しますが、地区民は立花井堰及び市道香々地羽根線からの排水が原因と考えています。付け加えますが、市道香々地羽根線からの排水は、河川が増水すれば、はけにくくなります。地区民は、河川からの越流による被害をなくすには、立花井堰の撤去を望み、それに代わる取水施設の整備を望んでいます。私も同感です。県土木事務所河川課の調査の結果を待ち、その後に検討するとのことなのですが、地区民の思いを県土木事務所河川課等に進言していただき、早急な対策をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 今後の対策についての再質問にお答えをいたします。

被害の特定を急ぎたいので、県土木事務所のほうに問合せをいたしております。被害原因の調査結果が判明する時期につきまして、聞いたところによりますと、なかなか、国東市内で発生した被害の調査依頼も非常に多く請け負っている業者であるようでありまして、現段階ではまだ調査結果の時期が未定という回答があったところであります。そこで、当方といたしましては、豊後高田土木事務所に迅速な防災対策の検討・実施が行えるよう、調査結果が判明し次第、本市にも速やかに情報提供をいただくよう依頼を行っているところであります。

あと、個別の対策につきましては、それぞれの所管のほうでお答えさせていただきたいと思います。

○議長（安東正洋君） 耕地林業課長、阿部博幸君。

○耕地林業課長（阿部博幸君） 農業用施設であります立花井堰が今回の被害要因の一つであると考えられますので、地域の現状を踏まえ、土木事務所の結果なりを踏まえた上で、関係機関と検討していくものと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 建設課長、馬場政年君。

○建設課長（馬場政年君） 議員のご指摘をいただきました市道、橋梁につきましても、地元の皆様から様々なご意見をいただいているということで承知をしております。こうしたことを踏まえまして、頻発化する災害等に備えまして、事前に道路管理者としてどのような対策が取れるのか、調査・検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） どうもありがとうございます。

今回の答弁で、被災した原因究明をはじめ、様々な対応が必要であることは理解できましたが、市長も災害当時に現地を視察されております。叶渕地区の被災状況は承知していただいていることと思いますので、地区住民が安心して暮らしたいという願いを実現できるよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、2項めの高齢者対策について質問いたします。

シニアカーの助成拡充についてですが、シニアカーの助成制度を今年度より取り組んでいただき、ありがとうございます。利用者も大変喜んでいらっしゃるのですが、周知徹底がなされているのか知りたいので質問いたします。

まず、制度を利用してリースしている台数、次に、制度を利用して購入した台数など、利用状況を伺います。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、シニアカーの購入やレンタルに係る助成事業についての質問にお答えをいたします。

本事業は、昨年年第2回定例会一般質問での阿部議員のご要望を受け、様々な視点から検討を行った結果、日常生活において歩行に不安のある高齢者の新たな外出機会によるフレイル予防や、地域活動への参加などによる高齢者の生きがい創出に大きな効果が見込まれるものとして、本年4月より事業を開始したものでございます。また、全国的にも珍しいシニアカーのレンタル費用にまで踏み込んだ支援であったことから、県内外の他の自治体から制度設計や運用についてのお問合せをいただくなど、高い評

価をいただいているところでもございます。

これまでの事業推進に当たっては、市報では、4月号、5月号、11月号の3回掲載をさせていただいておりますし、ホームページ、ケーブルテレビなどのお知らせに加え、取扱事業者のご協力を仰ぐ中で、敬老月間のイベント開催時の展示試乗会の実施や新聞折り込み広告での紹介など、制度の周知と普及に努めているところでございます。

こうした取組もありまして、11月末までの8か月間の実績といたしまして、新たにレンタルを始めた方が10名、購入をされた方が8名と、一定の成果は出てきているものと思っております。今後も、所期の目的の達成に向け、引き続き本制度の周知を図り、利用者の拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） 再質問いたします。

私としては、もう少し利用希望者が多いのではないかと感じておりました。事業推進にあらゆる面で制度の周知に努めていただいたことは理解できましたが、お尋ねいたします。

不要になったシニアカーの個人同士の売買についてですが、この助成をいただけるのかどうかをお聞きいたします。

それから、やはり費用負担がネックなのかなあと、助成金の上乗せはできないか。そして、道路交通法などでは70歳以上を高齢者としているようですが、対象年齢の引下げは検討できないでしょうか。

以上を再質問いたします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、シニアカー助成事業の再質問にお答えをさせていただきます。

個人間での売買に対する助成についてでございますが、まず、個人売買の場合、売買される車両の代価が適正な価格かどうかなどの判断が難しいと思っておりますし、引渡しの際、車両の点検や整備が行われないことも多く、善良な車両管理ができないまま使用することと、安全の確保にも支障を来すのではないかというふうに思っております。

またですね、本事業で購入やリース、またはレンタルをされる車両の納車の際にはですね、利用者に対して取扱いの方法や安全講習を実施していただくよう、事業者の方へ強くお願いをしているところで

もございます。しかし、個人売買の場合、こうした安全対策が実施されないこととなりますので、現在のところですね、販売やリース、レンタルなどを業として営んでいる事業者からの売買に対してのみ、助成を対象としているところでございます。

次に、助成金額の増額や対象年齢の引下げなどの制度拡充についてでありますけれども、本事業が本年4月から新たに始まった事業でもございますことから、今後の事業実績や事業効果をですね、検証する中で調査・研究をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 阿部輝之君。

○7番（阿部輝之君） 大変よく分かりました。ありがとうございます。

移動手段が困難な在宅高齢者の皆さんにこの取組をもっと知っていただき、活用していただき、健康で長生きしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

終わります。ありがとうございました。

○議長（安東正洋君） しばらく休憩いたします。

午後の会議は13時に再開いたします。

午前11時16分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安東正洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭です。私は市民の皆さんの声を取り上げて、今回は6項目、15点質問をいたしますので、簡潔な答弁を求めます。

最初の項目は、国政との関わりで市民の暮らしを守るための市長の基本的な考え方、政治姿勢についてであります。

総選挙では裏金問題で厳しい批判を受けて、自民党・公明党の与党が過半数割れとなりました。そのために、今、国民の大きな運動や世論が盛り上がる事態、また、野党の国会論戦の次第では、私たち国民の要求が実現できる可能性が大きく広がってきました。そのために、私はこのチャンスを生かして、今こそ地方から声を上げる、大企業の利益優先やアメリカ言いなりの政治ではなく、本当に国民の暮らしを優先するような政治に大本から変えていくために、私も頑張りますが、市長も市民の声を7項目国

に要請してもらいたいということで、7点簡潔に質問をしますので、短い答弁でも結構ですので、市長の答弁を求めたいと思います。

1つは、臨時国会で争点になっている政治改革についてです。

これも多くは申しませんが、金権腐敗政治を根絶していくためには、企業・団体献金を禁止できるかどうかが問われております。禁止してほしいというのが市民の声でありますので、佐々木市長は石破政権に対して、企業・団体献金禁止の働きかけをしてもらいたい。

2つ目が、選択的夫婦別姓の問題です。

この問題も長年国会で審議をされてきましたが、自民党が反対をしているために、いまだに法案が通っておりませんけれども、しかし、今度の選挙ではこれに反対的な自民党の多数の議員が落選をいたしました。国会の状況が新しく変わりましたので、これは実現の可能性が近づいてまいりました。

よってですね、私は世界中の状況を知っておりますけれども、夫婦同姓を義務づけている国は日本だけなんです。夫婦同姓の強制をこのまま日本では続けてよいのかと問われるのではないのでしょうか。

日本共産党は、国民の多様性を尊重できるように、選択的夫婦別姓の実現や、そして同性婚の法制化をはじめ、ジェンダー平等社会につくり変えていくために全力で頑張る決意であります。

市長自身もこれだけ問題になっている選択的夫婦別姓の実現に向けて頑張してほしいと思うんですが、その認識や今後の働きかけについて、短い言葉でも結構ですので答えてください。

3つ目は、大学の学費の軽減についてです。

ご承知のように、今、国立も私立大学も学費の大幅な値上げをしようとしています。市長は国に教育予算を増やして大学の学費負担の軽減を働きかけてもらいたい。

4つ目は、消費税の減税です。

消費税は、私たちの毎日の生活に必要な食料品にまで今、10%が課税をされる最悪の生計課税です。生計非課税がこの税金の原則ですので、消費税は廃止を目指すべきですが、緊急に5%の引下げをすべきであり、市長も市民の声に応じて引下げを求めてもらいたいと思います。

また、5点目は、インボイス制度の廃止についても同じ問題ですが、これは小規模業者ほど負担が重たい、取引先から排除されるおそれもあるし、そう

でなければ課税業者に転嫁をさせられるというところでもない制度であります。ぜひ廃止をしてほしいという声が全国で渦巻いておりますが、市長もインボイス制度の廃止を政府に働きかけてもらいたい。

6番目は、健康保険証の問題です。

いよいよ、2日の日から新規発行が停止をされました。マイナ保険証が医療機関でどれだけ利用できているのか——厚生労働省の発表でも10月段階で僅か15%ということです。マイナ保険証を持っていても使わない人が大多数の状況です。

それは、これまでもトラブルの様子が報道されておりますように、やっぱり国民の中に不安や不信が広がっているからではないでしょうか。私は市長が市民の願いに応じて、このマイナ保険証の強制を撤回させる、今までどおり紙の保険証で使えるように働きかけをしてもらいたいと思います。

最後、7点目は、介護保険から交付されている介護報酬についてであります。

介護保険の基本報酬が4月から引き下げられ、訪問介護事業者の経営に大きな影響を及ぼしておりますが、市長は介護報酬を元に戻すために、国に働きかけてもらえないのでしょうか。簡潔に答弁を求めます。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） 企業・団体献金禁止の働きかけについて質問にお答えいたします。

企業・団体献金の在り方について、現在、各方面で議論されていることは承知いたしております。この問題につきましては、国政の場でしっかり対応していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

政治姿勢についてのうち、選択的夫婦別姓制度についてのご質問にお答えします。

本制度は、民法で夫婦同姓が義務づけられている現状において、夫婦が別々の姓を望む場合に、自ら決定する選択の自由を認めようとするものです。制度導入に対しては、結婚後、男性の姓を名のる夫婦が多い中で、女性が結婚後も同じ姓で仕事を続けられるようになり、キャリア形成に支障がなくなるなど、賛成する意見がある一方で、夫婦が別々の姓になることで家族の一体感が損なわれるなど、反対する意見もあると認識しております。

このように賛否両論、様々な意見があることや婚姻制度や家族の在り方などに関係する重要な問題であり、その実現に向けては国民の理解の下に進められるべき課題でありますことから、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えています。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 子育て支援課長、水江和徳君。

○子育て支援課長（水江和徳君） 大学の学費負担軽減対策に関するご質問にお答えします。

本市では、子育ては社会全体で支えるべきであり、教育には隔たりがあってはならないという基本的な考え方の下、全国の自治体に先駆け、保育料や幼稚園授業料の無料化、高校の授業料無料化など子育て支援に取り組んでいるところでございます。

来年度には、高田高校の生徒に対し給食を提供することで、ゼロ歳から高校生までの授業料、給食費、医療費の完全無料化が行われることとなります。

これらの子育て支援事業については、これまで国に対し、市が負担している財源の補填について要望を行っているところであり、3歳以上の児童の保育料については、国の負担により無料化となりましたが、そのほかの事業における市の負担については大変大きいものとなっております。

まずは、国において市が負担している部分を重点的に考えていただきたいことから、大学の学費負担軽減対策についての国への働きかけは考えておりません。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 消費税に関するご質問にお答えします。

消費税率の引上げに伴う増収分につきましては、その全額を社会保障施策に要する経費に充てるよう定められております。このことから、本市におきましても引上げ分につきましては、医療・介護などの社会保障給付費及び少子化に関する経費などに活用しているところでございまして、今では、なくてはならない貴重な財源となっております。

したがって、税率を5%に引き下げることにつきまして、国に働きかけることは考えてございません。

次に、インボイス制度に関するご質問にお答えいたします。

インボイス制度は、取引の正確な消費税額や適用税率を把握し、ひいては適正な納税につなげる制度

であると認識しております。

したがって、インボイス制度の廃止について、国に働きかけることは考えてございません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 保険年金課長、佐々木真治君。

○保険年金課長（佐々木真治君） 政治姿勢のうち、マイナ保険証についてのご質問にお答えします。

ご案内のとおり、国におけるマイナンバー関連法の一部改正に伴う制度改正によりまして、本年12月2日から健康保険証の新規発行が終了し、マイナンバーカードに保険証の利用登録を行ったマイナ保険証を基本とする仕組みに移行したところでございますけれども、現在、お持ちになっている紙の国民健康保険証及び後期高齢者医療保険証につきましては、資格内容等に変更がなければ、保険証に記載されております有効期限までは、引き続き医療機関等で使用することができます。

また、保険証の有効期限後につきましては、マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、保険証の代わりとなります資格確認書が順次交付されますので、これまでどおり保険診療を受けられることとなっております。

今回のマイナ保険証を基本とする仕組みへの移行につきましては、国政の場において国の政策として議論され決定された結果、法改正が行われ実施されたものでありますので、本市といたしましては、すでに施行されております国の関係法令に従いまして適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、訪問介護報酬についてのご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、介護報酬につきましては、国において3年ごとに改定が行われており、令和6年度の介護報酬改定では、介護職員の処遇改善等を反映して全体的には1.59%の増額改定となりましたけれども、議員ご指摘のとおり、訪問介護報酬につきましては、国が行った調査結果により、訪問介護を経営する介護事業所の経営状況が、他のサービスに比べ比較的良好であったこと、また、改定により一本化される介護職員等の処遇改善加算が、訪問介護については他のサービスよりも高い加算率に設定していることなどを理由に、基本報酬の引下げが行われました。

しかしながら、訪問介護におきましては、都市部の事業所と地方部の事業所では事業効率に違いがあ

ることに加えまして、小規模な事業所ではもともと収益力が大きくないということも言われており、今回の基本報酬の引下げにより経営に支障が出ている訪問介護事業所があるという報道もなされておりました。

こうしたことから、本年11月に開催されました全国市長会におきまして、重点提言といたしまして、訪問介護の基本報酬減額により、中小規模の訪問介護事業所の経営状況を圧迫していることから、報酬改定の影響を十分検証し、訪問介護サービスの実態に即した抜本的な見直しを行うなどの必要な措置を講じることを国に要請いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 今の答弁までで17分経過しておりますので、長くは申しませんが、私も長年政治活動に携わっておりますけれどもね、今度の総選挙の結果のように、やっぱり裏金問題で国民が怒ってますね、自民党そのものがけしからんのやということですね、こういう選挙結果になったと思うんですよ。それでね、参議院選挙が、また来年夏にありますけれども、ここでも野党が勝利すればね、日本の政治は大きく変わるんです。でもね、一番根本問題は、やはり国民が主人公ですから地方から地方の声を上げると。全国から声を上げて世論を盛り上げてですね、運動していけば、国会でも大きく変わってくるし、私たちの願いが実現できるようになるんですよ。

市長は8年間、市民のために本当にいろいろ頑張っていたかまして評価しておりますけれどもね、市長がいくら頑張っても限界があるんですよ。根本的には国の問題なんですよ。だから、私たち日本共産党としても、いろんな大衆運動に取り組んでまいりますし、世論を盛り上げていくためにも頑張っていくし、国会議員を先頭に論戦もしていくんですけど、やっぱり地方からも声を上げるというのは、それなりの市長や町村長、県知事の役割が大きいと思うんですけど、なかなかどこでもですね、国に対してはまともに物が言えない状況なんです。

でもですね、私は、大分県も佐藤知事に代わりましてね、先般予算要求で交渉してみましたけれども、いろいろな問題で私たちの声を上げて、やっぱり国に要求すべきことは要求するというふうに答えるんですよ。しかし、今、7項目について国に対し

て働きかけるということは、1項目もない答弁が今の実態なんですよ。非常に残念です。

それでね、もう時間がないからあまり言いませんけれども、やっぱり今一番怒っているのがね、政治と金の問題、こういう金権腐敗政治を一掃してくれということなんですよ。昨日ちょうどですね、テレビを見ておりましたら、NHKで世論調査がありましてメモをしたんですけども、この政治改革の問題での企業・団体献金についてね、維持をしていいですよという人が34%なんですよ。廃止をしようという人が51%ですね。その他は分からない云々なんですけどね。断然、やっぱり企業・団体献金禁止を求めているというのが世論だと思うんですよ。

それでね、いくら今回、国会でこの政治改革について審議が始まりましたけど、自民党はどうしても企業・団体献金禁止をやろうとしないんですけどもね、地方から声を上げてもらいたいと思いますけれども、その気はありませんか。

政治が腐れとるのはね、やっぱり企業が見返りを願って政治家にあるいは政党に献金をする、これが原資になって、この政治が腐れていると私は思っているんですよ。ここを断ち切ることが日本の政治をですね、腐敗政治をなくす道だと思いますけど、その辺どう思いますか。どうぞお答えください。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） この問題については、企業・団体献金は政治資金規正法に基づくものと認識いたしておりますが、報道等において問題とされている内容など、その在り方について多様な議論がなされていることは承知をいたしております。

この問題については、こうした多様な議論を踏まえ、国政の場においてしっかりと対応することが望ましいと考えておりますので、この場での意見は控えさせていただきます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 次の選択的夫婦別姓の問題ですね。これ課長が答えましたけれども、今、私が最初に基本的な問題を述べましたけれどもね、国連の女性差別撤廃委員会については、今年10月にですね、日本政府に対して選択的夫婦別姓を導入しよと4回目の勧告をしているんですよ。世界中見てこんなことになっているのは日本だけなんです。国会から4回も勧告を受けるということがありますか。それだけではありません。日本弁護士連合会についても、速やかに実現しよちなっているんです。これま

で自民党は反対してきましたけれども、今度は反対した議員が落ちてですね、今、本当に議論をすれば実現できる可能性あるんですよ。これは最初の質問で、本当は市長の認識はどうですかと聞いているんだけどね、私たちはやっぱり国民の多様性を尊重すべきだと、実現すべきだという立場ですけど、市長、これについて自分の市長としての認識を聞かせてもらえんでしょうか。

○議長（安東正洋君） 人権啓発・部落差別解消推進課長、後藤史明君。

○人権啓発・部落差別解消推進課長（後藤史明君）

選択的夫婦別姓制度についての再質問にお答えします。

この制度につきましては、先ほど申し上げましたが、賛否両論、様々な意見がございます。そういうことから、この実現に向けては国のほうで議論すべき課題と考えておりますので、その動向については注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） もういくら質問してもですね、答弁は基本的に変わらないようですので、もう次に行きたいと思います。

次はですね、暮らしを守る対策についてであります。

物価高騰が続いておりましてね、市民の暮らしも経営も大変なんですけども、国政側で取り上げない問題については、やっぱり地方自治体としてもやろうと、市長は全国に先駆けてですね、2020年度から次々と市の独自事業に取り組んできました。これは評価をしてきました。

しかし、これ4年間だけで、本年度について、また20億円を超える補正予算が提案されておりますけれども、市民の暮らしや営業を守る予算は、新たな予算が提案されてないんですよ。それでね、国のほうも経済対策に取り組んで、補正予算が提案されて昨日から審議が始まりましたけれどもね、それでも十分じゃないんですよ。だから、市には120億円のため込み金がある、一部、繰上償還などに活用することになりましたけども、市民に直接、私もう何々をしよとは言いませんけれども、困っている市民の暮らしを守る、営業を守るために何らかの支援策を取ることができないかが、1つの質問です。

2つ目の問題はね、具体的な問題で指定ごみ袋の問題なんですよ。

今、市民にとって、佐々木市長に代わってからだけでない、永松市長時代でも一度も取り組まなかった、このごみ袋の軽減問題ですね。

これはですね、全世帯に影響を及ぼすと思うんですよ。大分県調べてみたら、別府とか一部のところでは一時的に無料ごみ袋の配布などをやっていますけれども、今年度についてはね、市民の暮らしを守る、市民負担の軽減対策として、由布市と佐伯市が無料ごみ袋を配布をしております。由布市は1世帯に大の袋で60枚、佐伯市が30枚ですね。それで豊後高田においてもですね、よそでも例えば水道料の基本料を免除するとか、いろんな方法を取っているんですけども、一番全世帯に影響するこの指定ごみ袋を半額にするとか、何とか——あるいは何か月間分何十枚を配布するとか、何らかの対策ができないのか、市民の負担軽減対策としての質問です。

以上です。

○議長（安東正洋君） 市長、佐々木敏夫君。

○市長（佐々木敏夫君） ご質問に答えさせていただきます。

このたび、国の経済対策により物価高騰対策の重点支援地方交付金の追加があり、低所得世帯給付金などの支援について可能な限り早期に予算化を検討するよう、11月22日付けで国から通知がございました。

このようなことから、本定例会の最終日に補正予算を追加提案の上、議員の皆様にご審議をいただきたいと考えております。

今朝ほど、正副議長及び議運の正副委員長に申入れをさせていただいたところでもあります。

具体的に、低所得世帯への給付金に併せ、地域の経済循環及び物価高騰への支援策といたしまして、市独自のプレミアム商品券事業も盛り込んだ予算編成とさせていただこうと考えております。

詳細は現在検討中でございますので、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（安東正洋君） 環境課長、塩崎康弘君。

○環境課長（塩崎康弘君） それでは、市民負担軽減対策として、指定ごみ袋の半額に引下げをすべきではないかというご質問にお答えいたします。

指定ごみ袋を有料化としている目的は、ごみ処理に係る経費の一部を負担していただくことにより、ごみの排出量の多い方と少ない方との公平性の確保や、ごみの分別リサイクルの意識の高揚が図られ、ごみ減量化を推進するものでございます。

ごみ処理手数料として収納した額は、ごみ袋に係る経費を含んだ本市でのごみ処理に係る全体の経費に充当しております。ごみ手数料の額を決定するに当たっては、ごみ処理に係る個々の経費の検証やごみ排出量等を検証し、決定しております。

なお、本市の指定ごみ袋の金額は、県下の自治体の中では低い水準であり、指定ごみ袋の有料化の目的からも現時点では減額等は考えておりません。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 暮らしを守る問題で市長から、昨日から国会で審議が始まりました国の補正予算のうちの重点支援交付金を活用して、市独自の事業をやろうということがありました。これも私、再質問で質問しようと思っておった問題ですけどもですね、そこで、これは今度は財政課長で結構ですけども、この重点支援交付金は、昨年度よりも若干増額をされると私は聞いています。国からの通達も持っておりますけれども、なるべく——国の通達を見ますと、まだ国会の補正予算を提案する前にですね、もう市町村長までも通達が届いて、なるべく早く予算化して実行しよとなっておりますわね。その中で私が読んだ限りでは、今回、灯油、冬だもんだから、灯油代も新たにこの推奨事業に加えられたと思うんですよ。もう東北のほうでは、これで、いわゆる推奨事業分について、これを回そうというところもあるようなんですけども、そういうことも検討したらどうかかなあと。

これまでは、宇佐市などでは水道料金の基本料金を一部免除するとか、宇佐だけじゃない、いろいろやりましたけども、豊後高田の場合は推奨分については、これをそういう形の個々の問題に使わないで、いわゆる国からももらえない3万円についてこれに回すと、あるいは子どもの一部、5万円に対して回しまして、足らない部分は市の基金を使ったんですけど、今度はですね、やっぱり前回よりも増額されているこの交付金についてはね、ただプレミアム商品券だけではなくて、何か新たなね、市民から喜ばれるような事業をまだ検討してもらって、最終日18日に提案してもらいたいと思うんですが、どうなのか。

もう一つはですね、やっぱり中小零細業者や農業民、水産業民も含めてですね、燃料費が上がったということで大変なんですけども、この推奨事業の中にはそういう中小業者にも回せとなっていますし、私たちも私自身も、国がやらなければ市が暮らしを

守る、営業を守るために、何らかの新しい事業ということで要求して続けておりますけれども、そういうことも18日までに検討して補正予算化することができないのかお尋ねします。

○議長（安東正洋君） 財政課長、伊藤昭弘君。

○財政課長（伊藤昭弘君） 再質問にご答弁させていただきます。

昨年度よりも増額するのではないかとということでございますが、確かに国からの通知ではそのような文言がございます。ただ、具体的な金額については、まだ通知がございませんので分かりません。その他、灯油代とか燃料代とかの補助も考えたらどうかということでございますけれども、先ほど市長から答弁を申し上げたとおり、プレミアム商品券が最も効果的な事業ということで、詳細は現在検討中でございます。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間を配分しまして、今、ごみ袋の問題でもね、課長自身がやる気がないから——去年の12月もやったんです、同じ答弁ですけどね。やっぱり私は市民の暮らし対策として要求したんですよ。豊後高田は高いほうじゃないんだと言うけれども、安いほうがずっとあるでしょう。私は去年も述べておりますが、もう言いませんけどね。やっぱり由布市でも佐伯市でも全戸に無料配布をやったんですよ。そういうことを思い切ってやるぐらいに、それぞれの所管課長についてはね、市長にこういうことをやって、市民の暮らしに手助けしようという立場を、皆さん、各課長取ってもらいたいと思うんですね。

次に行きます。

次は、単身世帯の増加に伴う対策についてであります。

国立社会保障・人口問題研究所が2020年の国勢調査に基づいて、2050年までの世帯数の将来推計の結果を、今回は都道府県別に公表をしております。それによりますと、独り暮らし世帯が2050年には世帯の4割を超えると。大分県の資料を見せてもらいましたが、大分県では65歳以上の世帯主が全体の半数を上回る。そして高齢者の4分の1が独り暮らし、独居老人宅になると。もうこれで私はびっくりしているんですよ。昨今では高齢者を狙ったですね、悪徳な詐欺事件が急増しておりますね。

しかし、高齢者のお話を聞いてみましたら、住み

慣れた豊後高田市がよいと。ここで暮らしたいという方が多いんですよ。そのためには、やっぱり今後こういう独居老人が増えるということを見据えた防犯対策も含めて、見守り体制などを拡充することが求められとる。今もいろいろやっておりますけれども、私も県下の状況を今度ほど調べたことはありません。豊後高田がこれは一番ではありません。

それでね、豊後高田がやっていないような事業も各市で取り組んでおりますので、こういう高齢化社会、独居老人が増えるということを見据えてですね、新しい対策に取り組むように今から準備をしてもらいたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

これ、あまり具体的でなくていいですから、そういう姿勢を見せてもらいたいと思います。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、独り暮らし高齢者の見守り対策についてのご質疑にお答えをいたします。

近年、全国的にも核家族化の進行や未婚率、離婚率などの上昇に伴い、独り暮らしの高齢者世帯の割合も大きく増加していると言われております。

本市においても、その傾向は顕著であり、日常の全般において様々な不安を感じている方もあると思っております。そうしたことから、本市では、安否確認や緊急通報サービスなどの支援制度の実施とともに民生委員や老人クラブなどの関係団体による訪問見守り活動との連携や情報の共有を図り、独り暮らし高齢者などの安心と安全の確保に努めているところでございます。

また、認知症などの高齢者を対象とした悪質商法や詐欺商法対策として、相談窓口の設置や権利擁護事業の推進とともに、告知放送を利用した注意喚起や情報提供、個人や地域で整備する防犯機器などに対する補助制度にも取り組んでいるところであります。

今後におきましても、引き続き、関係機関や関係団体などとの連携や情報共有を積極的に進めていくとともに、福祉サービスや各種支援制度の周知に努め、利用の普及拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がないからね、あまり議論ができないんですけれども、私、全国調べてみましてもね、地域支え合い推進員を委嘱して、その

推進員の活動が大きな役割を果たしているんですよ。この推進員がおることによって地域の協議体をつくったり、いろいろな活動をやっておりますけれども、豊後高田の場合はそうなっているのでしょうか。

新年度に向けてですね、せめて県内での先進部分、先進地域を学んでもらいたいと思うんですよ。同じ高田とつくところでは、陸前高田市もすごい活動しておりますね。いろいろ調べてみました、今度。

今後、2050年までにね、こんだけ独り暮らし世帯が増えるということになりますとね、思い切ってね、いろんな対策、市の総合計画にもですね、この問題で大きく載せるぐらいな取組が必要じゃないかと思えますし、やっぱりこれまで住んできた豊後高田市で暮らしたいという人たちを見守ってもらいたいと思うんですけど、その辺どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼社会福祉課長、田染定利君。

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） それでは、再質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおりですね、先ほども申し上げましたけれども、独り暮らし高齢者、それから認知症になられる方の数も今後だんだんと増えていくというふうに推定をされております。私どもといたしましても、今後、調査・研究をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。（○16番（大石忠昭君） 豊後高田で、その今の推進員の活動についてどうですかという答弁は）

○市参事兼社会福祉課長（田染定利君） 失礼いたしました。

推進員という形では、現在、配置をしております。ただ、先ほども申し上げました各種団体、それから地域の活動などと連携を深めながら取り組んでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと3項目ありますけれどもね、全部答弁をもらいたいので、簡潔な答弁を求めたいと思います。

4番目は、会計年度任用職員の待遇改善について、今回2点質問します。

最初は、この任用問題についてでありまして、豊後高田市の場合は、国のとは違って大分県や大分市と同じようにですね、上限5回ということがありま

したけれども、今度、国のほうも上限を撤廃し改善をしましたのでね、市のほうも規則を改正をして、早速新年度からは、今まで5年以上の方も再任用できるようにやってもらいたいと思いますけど、その辺の見解。

2つ目は、待遇改善の問題で、賃金や手当についても常勤職員と同じように、改定額や（聞き取れず）が決まったら、あるいは時期が決まったら、同じように会計年度任用職員についても実施をすべきだという通達が何度も来ていますが、勤勉手当については、よそよりは1年遅れで、来年度から実施をする。その額についても常勤職員と同じなんです。しかし、この4月に遡って支給するという点では、昨日の答弁で課長が全国に半数くらいだと言うけれども、私も調べてみましてね、全国の自治労が調べたデータで、去年の12月現在で五十何%となっているんですね。その後がありまして、今年度を調べてみたら、大分県でも19自治体のうちで、9自治体は今年度から遡って支給になっています。

よって、豊後高田においても市民のために、正規職員と同じように働いている会計年度任用職員の待遇改善に取り組んでももらいたいと思いますが、簡単でいいですから答弁してください。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 会計年度任用職員の待遇改善についてお答えします。

まず、再度の任用制度につきましては、令和6年第3回定例会において、中尾議員からのご指摘にご答弁申し上げたとおりでございまして、国の取扱いに準じ、今後の任用につきましては、再度の任用回数制限を設けないこととし、これまでどおり平等取扱いの原則及び成績主義を踏まえ、優秀な人材の確保に努めたいと考えております。5年の制限は撤廃するよう準備をしているところであります。

報酬・手当の遡及適用につきましては、先日お答えしたとおりでありまして、現時点では考えておりません。

うちの調査の把握では、14市でありますけども1市だけというふうに聞いております。18市町村でも、先ほどの1市を含め3市か4市ぐらいというふうに聞いておりますので、これはご承知おきいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 最初の1項目の任用問題についての上限を撤廃するということですが、これは豊後高田市の場合は規則で定めています。

県についてもこのうち交渉しましたけれどもね、県もなかなかうんと言わないんですよ。県がうんと言わないから各市町村もなかなかはっきりしないんですけども、豊後高田の場合は、これを撤廃するとなっています。県のほうもなかなか言わないんですよ、はっきりね。しかし、できるかどうかは規則で定めるようになっているんですから、規則はいつ定めるのか明らかにしてください。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 規則は、今、準備をただいましております、12月中にしたいというふうには考えております。

12月中に規則を改正して、該当する会計年度任用職員さんにもお知らせできるように早期に準備をしているところであります。場合によっては、もしかしたら1月上旬になるかもしれませんが、早期にお知らせできるように鋭意努力をしているところであります。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それではね、賃金や手当の遡及問題について、今の答弁で大分市だけだと言われました。それは昨年度のことなんですよ。これは昨年度からできるようになって、昨年度は全国で大分県が一番弱いんですよ。大分県と大分市と姫島と玖珠町だけの4自治体なんですよ。今年度については、今年度は、まだ今からの問題でしょ。今度の12月議会で決まって、遡って支給するというので、これでは11自治体のようですよ。

総務委員会までに調査をして、また、回答してもらえませんか。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 我々の、12月の各市町村から聞いた情報では、我々、大分県を除いてですけど、18市町村中、先ほど4市と言いましたけど、4市町村ですね。先ほど、大石議員が言われた姫島村、九重町、玖珠町さんですかね、それと、あと大分市、その4団体。あと19であれば大分県というふうに把握をしております。

総務委員会までに、もう一度、また調査をしてみ

たいと思いますが、はい。我々としてはそういった認識でございますので、ご理解ください。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 会計年度任用職員の問題についてはね、あさっての総務委員会で、議案が出ておりますので議論をしたいと思います。

5番目は、選挙公報についてであります。

これは、公選法で義務づけられておりませんけれども、市長や市議会議員の選挙において選挙公報を出す。これは、市が条例を定めるとできることになっておりまして、全国では9割を超える自治体でやられておりますし、大分県も遅れておりましたけれども、最近、竹田市でやり、臼杵市で、そして今度の議会には佐伯市でも条例案を提案しておりまして、もう残りは豊後高田と隣の宇佐と杵築と別府だけになりました。

ぜひ、次の選挙までには、この豊後高田においても地方選の選挙公報が出せるようにしてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、藤重深雪君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（藤重深雪君） 選挙公報についてのご質問にお答えをいたします。

まず、豊後高田市の選挙公営についてご説明させていただきます。

本市では、市議会議員選挙において、選挙運動用ビラが交付できるように法改正されたことを受けまして、令和4年3月に、豊後高田市議会議員及び豊後高田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定させていただき、まずは、選挙運動用自動車の使用、ビラ及びポスターの作成につきまして、公営で実施させていただいているところでございます。

今回ご質問いただいております条例による選挙公報は、候補者からの申請に基づいた氏名、経歴、政見、写真などを掲載した公報を、公費で1回発行するものでございます。

現在、本市において発行に至っていない理由には、選挙公報をお届けできる日程などがございます。選挙公報の作成は、立候補届出日の午後5時以降にしか印刷業者に原稿をお渡しすることができませんので、完成は早くても翌日となります。加えまして、すぐに封筒詰めをして郵便局に持ち込んでも、配達完了まで5日間が必要となる上、令和3年から土曜

日の普通郵便の配達がなくなっております。

また、10月に執行されました衆議院議員総選挙では、市民の皆様の選挙意識の高さから、期日前投票数が投票総数のおよそ60%であり、その割合は年々高くなっている状況にございます。

このようなことから、選挙運動期間が短い市議会議員選挙や市長選挙では、選挙公報がお手元に届く頃には、投票が終わっている方が多いことが想定されます。

また、選挙公報のほかに、候補者の経歴や政権をお知らせする方法といたしまして、新聞広告掲載、選挙運動用ビラ、選挙運動用はがき、インターネットを活用した選挙運動などもございます。

選挙公報は、紙面の大きさに規制がございますが、公費で作成費用を負担させていただいております選挙運動用ビラですと、同じ紙媒体であり、A4サイズで両面使用して2種類まで作成できますし、選挙公報よりも早く市民の皆様にお届けすることも可能ですので、ぜひ、こちらもご活用いただきたいと思います。

市議会議員選挙及び市長選挙は、市民の皆様にとりまして最も身近で重要な選挙でございますので、今後におきましても、投票率の向上に向けてしっかりと取組を進めてまいりたいと思っております。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 有権者の政治的関心を高めってもらうためには、候補者の政策をやっぱり公平に知ってもらうということですね。全国で93.6%の自治体でもうできておるし、まあ、今でもまだ広がっております。

今日、先ほど、宇佐の議会の議論も聞いてみましたけれどもね、宇佐の答弁は、今の局長よりも進んでいますよ。全国の先進地を調査をして、検討するという答弁になりました、はい。

で、豊後高田とですね、あとは杵築と別府だけになっているんですよ。何とかね、次の選挙までには、もう市長選挙には間に合わないと思いますけれどもね、次の市議会議員選挙までには、それぞれが写真や政策を発表できる、有権者はそれを見て判断できるようなね、体制つくってもらいたい。その検討はできないでしょうか。

佐伯市などではね、やっぱりアンケート取ったんですよ。アンケート取った結果ね、断トツ——過半数じゃないです、ほぼ過半数ということでもね、過半数の人があるということで、今度の12月議会に条

例提案しているんですよ。そういう経過もありますのでね、豊後高田でもやっぱりやるという方向を出してもらいたいと思いますが、どうでしょう。

○議長（安東正洋君） 選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長、藤重深雪君。

○選挙管理委員会事務局長兼監査委員事務局長（藤重深雪君） 選挙公報につきましては、候補者の経歴や政見を市民の皆様知ってもらえ、市民の皆さんにとっては投票の判断材料となりますので、発行することは望ましいと考えておりますが、市議会議員選挙でビラの配布ができるようになった時点で、まずは、選挙運動用自動車、ビラ及びポスターについて公費負担させていただいております。

選挙公報につきましては課題もございますので、関係者の皆様のご意見をお聞きするなどして、慎重に調査・研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと最後は、学校給食の有機食材の活用推進についてであります。

学校給食での有機食材の活用が全国的に急速に広がっています。この推進するための全国フォーラムが2年に1回開かれておりまして、最近、第2回が開かれました。1回目のところ、2回目のところ、今度3回目開くところの市長の挨拶も、今度の会議で閉会挨拶がありましたけれどもですね、有機米の学校給食使用を100%にすると宣言しておりました。それぞれの市長の——いわゆる実行委員会の市長が委員長になって、全国で4,000人規模の会議がやられておるんですけどね、その資料を取り寄せてみましたけども、すごい勢いでやっています。

で、豊後高田についても、今の有機食材の活用の現状、今後どう進めていくのかね。大分県では臼杵や佐伯の例があります。

それから2つ目には、そのためにですね、有機栽培農家の農家戸数を増やす、耕作面積を増やす、そのためには支援体制も管理拡充してもらいたいと思いますけれども、その点についてですね、やっぱり子どもたちにおいしくて安全な給食を提供すると。これはね、私ども政治家の仕事だと思いますんで、質問いたします。簡潔に教えてください。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、大石議員の学校給食の有機食材の活用推進についてご質問にお答えをいたします。

学校給食での有機食材の活用については積極的に取り入れており、県内でもトップクラスの利用率で活用しているところだと感じています。現在、学校給食への有機食材の活用につきましては、豊後高田市有機農業推進協議会の会員の皆様を中心に、食材を積極的に取り入れておりまして、昨年の9月から、地元産の有機自然栽培米を取り入れたことにより、地産地消及び有機食材が増加しています。今後につきましても、豊後高田市有機農業推進協議会の皆様や関係団体との連携をより密に図り、有機食材を積極的に取り入れてまいりたいと考えています。

今後の推進計画につきましては、関係機関と連携を図り、進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 農業振興課長、川口達也君。

○農業振興課長（川口達也君） それでは、学校給食の有機食材の活用のうち、有機栽培農家の拡大、支援体制についてお答えします。

有機農業につきましては、みどりの食料システム戦略事業を活用し、昨年度に豊後高田市有機農業推進協議会を設立、取組を進めているところです。

現在、本協議会におきまして、有機農業に適した土づくり研修会や土壌分析と圃場の改善事業、他地域への現地視察、九州農政局と連携した生産者と消費者等による有機農業に係る勉強会等を実施しております。

また、NPO法人おおい有機農業研究会の指導を受ける中、本市における有機農産物の独自認証基準を定めるとともに、この基準を基に、新規栽培に興味のある方々を対象にした事業説明会も開催しております。併せて、本市の有機栽培への取組をPRするためのオリジナルロゴマークを作成中であり、本市独自認証基準を満たした農産物に本ロゴマークを貼り付け、市内等のスーパー等で販売の予定をしております。

今後とも、本推進協議会を中心に関係機関等の協力を得ながら、国等の各種支援事業も活用しつつ、有機農家の拡大や支援体制の構築等、有機農業の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 学校給食について資料をもらっておりますが、昨年度において、野菜が5,194トン、米が2,640トンとあるんですけどね、これは全体の使用量の何%に当たるのか。さらに、米につい

てはね、生産者も令和5年度から始まったようなんですけれども、令和6年度については、まだ伸びておるのかね。

まあ、先ほど紹介したようなところではね、もう100%を目指す。大分県の臼杵でも佐伯でも同じですわね。100%を目指すということでやっておるんですけれども、今の学校教育課長の答弁では、豊後高田も進んだほうなんだという評価ですね。

そういうやり方ではなく、私が言っているのは、ただ地産地消ということはどこでもやっているんですよ。有機食材、有機米のことなんです、それを——大分県で豊後高田が確かにいいほうですけどもね。いいんだからということではなくて、さらに進めていくと。

全国で急速に高まっていますのでね、そうやってもらいたいと思いますけれど、どうでしょうか。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、再質問にお答えいたしたいと思います。

地産地消の割合で、今回、有機栽培米を導入したことによって49%が地産地消であります。その中に占める割合が26%、これが有機農産物となります。

引き続き、関係機関と連携して、使用できるように努めたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 1点だけね。今後ですね、教育委員会も農業振興課なども、自治体ですね、農業団体、生産者、保護者も含めたね、やっぱり会合を持って、市長がオーガニックビレッジ宣言をやったんですからね、それにふさわしくやってもらって、やっぱり高田はすごいなあということになってほしいなと思うんで、今後そういう体制づくり、一緒になって皆さんの英知を集めて推進してもらえんでしょうか。一言だけ答弁してください。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） 大石議員の再々質問に答えたいと思っております。

先ほど申しましたように、豊後高田市の有機農業推進協議会と関係団体の皆様と協力しながら話し合いを進めて、努めていきたいと考えております。

以上であります。

○16番（大石忠昭君） 終わります。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

2番、在永 恵君の発言を許します。

在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 議席番号2番、在永 恵でございます。

1項目めが高田高等学校の昼食無料化についてであります。

1項目めが、議案質疑の際に多少触れましたが、9月議会において、高田高等学校の希望する生徒に提供する昼食は弁当方式ということで答弁がありましたが、今回、給食を提供するとあります。その変更した要因、また、理由をもう少し詳しく説明してください。

2つ目、給食方式ということで、メニュー、量をはじめ1人当たりの費用負担、給食の運搬及び受入れなどの現段階での事業計画はどうなっていますか。説明をお願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、在永議員の高田高等学校昼食無料化についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校給食センターを活用した昼食の提供に変更した要因・理由についてですが、9月議会では、当分の間、弁当方式での提供を行う答弁をいたしました。その課題としては、学校施設の改修の問題、教職員の働き方改革、昼食時の摂取中の生徒の事故への対応、45分間の昼休みで可能なのか、配膳を行う教室の確保、配膳台を置く場所と台の保管場所、配送用トラックの駐車場、コンテナを置く場所などであります。

これまでの市長が主宰する数回の協議や、9月議会後の市教育委員会と主管課の大分県教育委員会との協議において、先ほど申しました多くの課題について解決への方向を共有することができましたことに加え、受入先の高田高等学校の校長先生をはじめ、関係者の皆様のご理解をいただくことができましたので、このたび、学校給食センターを活用した昼食の提供としたところです。

次に、2点目の現時点での事業計画についてですが、現在、高田高等学校と校内への搬入方法、配膳方法、昼食時の安全管理、受入体制等について詳細に協議を進めているところでございます。

議員ご質問のメニュー、量、1人当たりの費用負担、運搬及び受入れについての現状ですが、メニューにつきましては、現在、小中学校に提供しています献立の牛乳を除くことを基本とし、量、1人当たりの費用負担につきましては、中学校と同程度を予定しています。運搬及び受入れにつきましては、配送

車が通るための電線の移設やスロープの設置等、配送車が安全に搬入できるよう関係機関と協議中です。

今後も引き続き、主管課であります大分県教育委員会及び高田高等学校と綿密に協議を重ねていくことで、万全の体制で来年4月から学校給食センターを活用した昼食の提供ができるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えていますので、何とぞご理解のほどよろしくお願いします。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 変更理由等はですね、多くの課題がクリアしたということで、なってきたことは理解をしました。

では、2番について、ちょっと再質問させていただきます。

2番のですね、事業計画についてであります。

1つ目が、給食センターから届いた食缶の保管場所はどこになりますか。また、どこで食事をするのですか。また、ランチルームなどを造るのか、それとも、各教室、商業棟など空き教室を使うのですか。また、誰が配膳するのですか。また、給食を必要としない人はどのようなふうに考えているのか。また、アレルギー対応は検討していますか、どのように対処しますか。また、昼休みが短くなるのではないかと心配しております。

以上について再質問します。お願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） 在永議員の再質問にお答えいたします。

まず、食缶の保管場所につきましてですが、県の教育委員会と確認したところ、屋内であればよいということでありましたので、高田高等学校と確認しながら、生徒棟の昇降口2か所にコンテナを置くようにしておるところであります。

次に、どこで食事をするかということで、高校との協議の中で、各教室で食事を取ということを計画しておるところであります。

誰が配膳するかということで、これも高校とのまだ協議の中ですが、給食当番制をしくということで、今、進めているところでありますので、生徒が運ぶという形になるかと思っております。

あと、給食を必要としない生徒はどうするのかということで、高田高校の生徒のほとんどが希望することを想定しております。希望しない生徒につきましては、今後また、高校側としっかり協議を進めな

がらやっていきたいと思っております。

次に、アレルギー対応のことについてであります。豊後高田市には、学校給食における食物アレルギー対応マニュアルがあります。その対応マニュアルを活用し、高田高校と共有をさせていただきながら、対策を講じていく予定になっております。また、アレルギーにつきましては、詳細な献立と加工食品原材料配合表というのがありまして、その中の一覧を見ていただく中ですね、事前にお知らせをし、個人で判断してもらうような形になるというふうに予定しております。

最後に、昼休みの等々であります。高田高校と今後も協議を進めながらですね、いきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 4月開始ということで、かなり苛酷で過密なスケジュールかと思いますが、今のお話聞きますと、全てできているように思います。しっかり進めていってください。

ただ、同様にですね、企画予算を行うのが行政側で大変でしょうけど、今度は、給食センターの運営方、多分そちらも同じように苛酷になるんじゃないかなあと心配しています。私も一人の経営者として考えた場合、今、現状が2,000食です。それが2,400食になるということですよ。ということは、仕事量が17%ほどアップします。ということは、人の確保をしなければいけないという急務が出るんじゃないかなあというふうに個人的には思っています。

そして、また違うのが、一般企業であれば1か月毎月同じ量が出るんですが、学校給食は、夏休みがあり、冬休みがあるという、なかなかこう計算しづらいところがあるんじゃないかなあというふうに心配しております。そこで、運営方にも心の配慮と気配りと、まあ予算の面も少しは配慮していただいて、安心・安全な食材を、健康的な給食を提供できてもらうように、無理のない提案をしていただければなあということを願って、次の質問に入りたいと思います。

では、2番のヤングケアラーについてであります。

家庭内のデリケートな問題であることから、表面化しづらい、また、社会的な認知度も現段階において低いため、周囲の大人のみならず、子ども自身も自覚がない場合が多いように思われます。適切な指導に導くことになることが課題です。

ヤングケアラーの中には、学校を欠席する、遅刻する、早退する、睡眠不足であることの特徴が見られるとも言われています。そういった特徴に留意して、周囲の大人がヤングケアラーに気づけるような取組が必要だと考えています。

そこで、3つの質問をさせていただきます。

1つ目、教育委員会としてのこれまでの取組と今後の対応について説明してください。

2つ目、ヤングケアラーと思われる児童生徒への教職員の対応について。

3つ目、大分県は児童生徒に対して相談カードを配付したり、教員など支援者向けに研修などを開催しているように思われますが、本市の対応について説明をお願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） 在永議員のご質問にお答えいたします。

生活実態調査の中で、課題を抱えている子どもたちを把握した場合につきましては、教育委員会も大きな課題として捉えています。国のこども家庭庁と連携した調査を進めながら、関係機関と実態把握に努めているところです。

学校では、日常的生活調査の中から実態把握の取組を進めているところです。非常にセンシティブな課題でありますだけに、組織的に対応し、そして関係機関と綿密な連携を図りながら進めています。重大な問題に至る前に、いかに未然に防ぐのか、本人の心にいかに寄り添えるのか、保護者、家庭の思いをいかに理解するのかなど、しっかり理解するための研修も進めているところであります。

教育委員会では、学校でヤングケアラーに気づくためにというパンフレットを基に、校長会、教頭会で研修を実施し、各学校では教職員研修を行っております。児童生徒につきましては、小学校4年生以上にパンフレットと啓発カードを配付しているところであります。

困りを抱えている子どもたちを把握した場合には、校長をはじめ、学級担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを入れた校内の会議を実施し、支援するための協議をしているところでありますし、教育委員会も情報共有を図りながら、学校と関係機関との連携を図り、家庭への必要な支援につなげていくようにしているところであります。

家庭内の非常にデリケートな面に関わりますので、引き続き、児童生徒やその保護者など、複雑な心情

等にも十分配慮しながら、支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） ご説明ありがとうございます。

では、ヤングケアラーの2番について、ちょっと再質問させていただきます。

学校でヤングケアラーに気づくためにというパンフレットを基に、校長会、教頭会、また、教職員の研修を、それぞれの立場で研修を行っているというのですが、意識の共有化を図られると思いますが、まず、目の前にそういった子どもたち、一番身近にいるのは多分教職員の方々だと思うんですが、仮にヤングケアラーだと思われる子どもに気づいた際に、どのような経過をし、システム、対応になっているのか示してください。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、在永議員の質問にお答えします。

先ほど言いました生活実態調査を基にして、具体的に困りを抱えている子どもをまず把握します。把握したときには組織的に対応すること、そして、細心の注意を払っていくということが大切になってきます。特に、学校現場においては、困りを抱えている児童生徒に対して、まずは全職員で見守る体制を整え、そして、子どもに愛情を注ぎながら、子どもに自信と安心が生まれる環境づくりを学校の中でつくっていきます。そして、子どもたちの困りに応じた学習機会の保障を行っているというところであります。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 私、個人的にはですね、まず、ヤングケアラーということ自体を知ることが一番大切だと思っています。最近、テレビとかドラマでよく取り上げられ、目にする機会が増えたんじゃないかなあとと思いますが、家事や介護に忙殺されて、限られた時間を犠牲にしている現実を見て、子どもたちに手を差し伸べることが大切です。

したがって、周囲の大人が実情や本人たちの心情を理解し、適切な指導への輪を広げていくことが大切だと思っています。相談できる体制が広がることを願って、次の質問に移ります。

続いて、3問目の台風10号による災害を経験した上での教訓についてであります。

せんだっての市長の提案理由の中で、総合防災訓練の実施について触れられていましたが、11月10日、河内地区総合防災訓練が行われました。総務課を中心に関係機関の方々は本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

河内地区の住民140名での訓練でした。総務課のほうは、防災対策室による地区防災マップの見直し、防災士協議会の避難所開設・運営訓練、大分地方気象台の防災講話、体験、そして展示、消防団によるユレルンダー、つまり、南海トラフ地震の揺れを体験できる車での実車体験、そしてLPガス協議会による災害時のLPガスの取扱い、また、お米の炊き出し訓練など様々な防災訓練が行われました。10年ぶりということで、参加された方も本当にいい経験をされ、地域の住民同士が助け合って避難することなど、自助・共助の意識を高める本当に有意義な訓練でした。河内地区住民を代表して改めてお礼申し上げます。

そこで質問に入ります。

今回、本年度の台風10号では、当市において警戒レベル5を発令しました。大災害が発生してもおかしくない状況であったと思います。そういった中で、今までも対策を十分最大限にされていたとは思いますが、今回の台風10号を経験して、より注意を行わなければならないと思った点を示していただければと思います。

また、教訓に対する改善策を示していただければと思います。

よろしくお願いします。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 台風10号による災害を経験した上での教訓についてのご質問にお答えをいたします。

まずもって、ご案内のありました11月10日に実施しました河内地区総合防災訓練において、在永議員におかれましては、豊後高田地区LPガス協議会の会員として炊き出し訓練などにご協力をいただき、誠にありがとうございました。

おかげをもちまして、多くの市民の皆様にご参加いただき、ドローンによる物資搬送訓練や大分地方気象台による防災気象情報の入手方法の解説、さらに大雨災害に備えた災害図上訓練を実施し、土砂災害や冠水しやすい場所の再確認、それとあと、一時避難場所などの見直しなどを住民参加の上行ってい

ただき、大変有意義な訓練となったと思っております。

気候変動に伴い、災害が激甚化・頻発化する中、今年8月末に接近しました台風10号では、猛烈な雨により、桂川や竹田川では氾濫危険水位を大きく超え、非常に危険な状態となったことから、避難情報の中でも危険度が最も高い警戒レベル5緊急安全確保を初めて発令したところであります。

市内各地で床上浸水などの被害が発生し、一部で大変危険な状況もあったと聞き及んでおりますが、最終的には、大きな人的被害は発生しなかったと認識しているところであります。

市では、人命を最優先に災害対応に当たっており、人的な被害をなくすためには、危険な場所から早い段階で避難することが何より重要であるというふうに考えております。

したがって、最も注意を払わなければならないと思った点といたしましては、大分地方気象台からの防災気象情報や河川水位を注視しながら、適切なタイミングでの避難情報の発令に細心の注意を払ったところであります。

なお、市民の皆様におかれましても、梅雨時期や台風シーズンには、市報やケーブルテレビでの注意喚起を行っておりますが、今回の河内地区総合防災訓練のように定期的な防災訓練を実施しておりますので、そういったものに参加していただき、危険が差し迫る前の早期避難を徹底していただくような意識を高めていただくということが、非常に大事な点であるというふうに思っております。

そのほかにも注意を払わなければならないと思った点といたしましては、災害対策を講じていく上で、被害情報や道路の規制情報、避難者の情報など、刻々と状況が変化する中で、迅速かつ正確に情報を収集・整理することが、本部として重要なことかなあというふうに思っております。ですんで、災害対策本部会議では、県の土木事務所や警察にもご参加いただき、情報の共有、あと、それぞれの機関での活動目標の設定、役割分担など連携強化を図ったところがありますし、そういったものが大事な点であるというふうに思ったところあります。

最後に、台風10号の災害対応を経験した上での改善策についてであります。先ほど、まあ、特に注意する点とは違うんですけども、特に避難が今回、多くの方が避難していただいたというふうに思っております。で、各課から災害対応における意見や改

善点を集約して聞いたところによりますと、避難所の運営に関する課題がかなりあったかなと散見されましたので、そういったところを改善策として、検討を現在進めているところであります。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 在永 恵君。

○2番（在永 恵君） 丁寧な答弁ありがとうございます。

やはり、各地区で総合防災訓練をやったり経験することによって、多分、よく知るんじゃないかなと思います。また、各地でいっぱいやってください。

それと、早い段階での避難が一番だと思うんですが、なかなかですね、そこあたりが判断が難しいところなので、自治会と連絡してお互いにきめ細かく話していくことが大切だと思います。

以上をもって一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安東正洋君） 一般質問を続けます。

1番、野崎 良君の発言を許します。

野崎 良君。

○1番（野崎 良君） 議席番号1番、野崎 良です。よろしくお願いいたします。

今回は2つの項目、7つの質問をしたいと思います。早速ですが、通告に基づき質問に入りたいと思います。

まずは、昨年12月第4回定例会にて質問をしました中学校部活動地域移行について4つの質問を行います。

①の質問は、1年が経過した今、県及び関係機関と会議を重ねていると思いますが、現在の進捗状況並びにその内容及び方向性をお聞かせください。

②の質問は、3月の予算審査特別委員会で、カヌーをモデルケースにするというお話がありましたが、市内の中学校にはカヌー部は現存しておらず、そもそも教職員の働き方改革の観点からは外れていると思いますが、カヌーをモデルケースにした経緯とその理由をお聞かせください。

③の質問は、今後、地域移行が進むにつれ、地域の方が指導に当たるとしていますが、その指導者に対し、指導者講習やハラスメント講習等を受講することを義務化される計画があるのかをお聞かせください。

④の質問は、今、まだ移行していない部活動の現状や移行時期、今後、本市の方向性、そして今後この事業が進むにつれての情報共有につきまして、昨

年の定例会でいただいた答弁では、タイムリーに行うということでしたが、市民、関係者に対しての広報はどのような方法、どのようなツールで行い、どのような情報を共有するのかをお聞かせください。

よろしくお願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、野崎議員の中学校部活動地域移行についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の現在の進捗状況についてお答えします。

中学校部活動地域移行につきましては、国や県からの方向は示されているものの、具体的な実施方法等は明確に示されていない状況であります。そのような中、地域移行を進めていくためには、国や県と連携しながら様々な諸問題を解決していく必要があると考えています。

そこで、今年度は国・県と連携し、実証事業を進めています。内容といたしましては、ぶんごたかだカヌークラブを検証モデルとし、運営をTMKチャレンジクラブに委託しているところです。また、適切な運営及び全体の連携、調整役として地域移行に係る総括コーディネーターを1名配置することで、計画的に検証や準備を進めています。

また、部活動検討委員会を今年度、既に2回実施し、地域移行に係る様々な諸課題について協議してきました。その中で、国や県の方針にのっとった豊後高田市の新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針を完成いたしました。この方針は、市としての地域移行の基本的な考え方を示したものであります。今年度末には、本年度の総括と次年度に向けた方向性等を確認するため、3回目の検討委員会を開催する予定としています。

2つ目のカヌーをモデルケースにした理由についてお答えいたします。

部活動の地域移行を実現するためには、様々な課題を解決する必要があります。そこで、実証事業においてモデルケースというわけではなく、その前段階の検証を行うためにカヌークラブを地域クラブとして立ち上げ、これからに向けた検証を行うことにしました。その際、学校部活動をモデルケースにして検証を進めるよりも、もともと地域で活動を行っているクラブをモデルケースにするほうがより効率的・効果的な検証につながると考え、このような選定に至りました。

3つ目の地域移行での指導者に対して、指導者講

習等の義務化についてお答えします。

本市といたしましても、指導者講習等の義務化も含めた研修体制の確立は大変大切なことだと認識しています。子どもたちが安心して活動ができる環境づくり、専門的な指導体制の確立に向けて今後も県と連携を図りながら、人材バンクや研修等について制度を整えていきます。

カヌークラブにつきましては、面談等を定期的実施し、適切な指導について計画的な研修を行っております。

4つ目の他の部活動の現状や移行時期及び市民、関係者に対しての広報についてお答えいたします。

今年度の部活動の設置状況といたしましては、学校部活動は、運動部が30部、文化部が7部、これに加えて地域移行を見据えた部活動として、市内の全生徒が参加できる拠点型部活動が、運動部2部、文化部が4部となっております。

国は、令和7年度末までを休日の部活動の地域移行の改革推進期間と定めていることから、令和8年度には休日の部活動の地域移行の完全実施ができるよう、引き続き協議を進めてまいります。

今後の広報につきましては、進捗状況等をホームページ等で広くお知らせしていく予定としております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） それでは、①の部分での再質問を行います。

方針を策定したことは分かりましたが、平日、週末とですね、今後指導者が代わることがあると思いますが、生徒、保護者の不安などを解消するため、3者のコミュニケーションを取るためにどのように行うつもりなのかをお答えをお願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、野崎議員の再質問にお答えしたいと思っております。

先ほど、答弁の中でありましたように、学校部活動のほかに拠点校部活動もあります。で、特に、拠点校部活動につきましては、運動部として空手道部、ラグビー部、文化部として茶道部、そば打ち部、ブレイクダンス部、切り絵部があります。部活動指導員の配置は、学校部活動6校、そして拠点型部活動6校です。この12校には、地域の指導者が顧問として指導に当たっています。各部活動には、指導に当たる教員が担当となり、平日の指導を行っており

ます。現在、指導員がいる部活動につきましては、平日や休日の活動の中で、指導に当たる教職員と地域の指導者が指導方法について確認をしておりますし、その中で、生徒そして保護者に混乱が生じないようにしているところであります。

休日の部活動の地域移行となりましても、指導に当たる教員と地域の指導者がしっかりとコミュニケーションが取れるように進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。

それでは③の部分での再質問を行います。

今後、地域移行をした後、教育委員会がどのように関与していくのかを教えてくださいてもよろしいでしょうか。

お願いします。

○議長（安東正洋君） 学校教育課長、河野政文君。

○学校教育課長（河野政文君） それでは、野崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

部活動の地域移行をした後、教育委員会はどのように関与していくのかということで、部活動の地域移行を進める中で、まずは、人材バンクを含めて様々な課題が出てくると考えておるところであります。

生徒が、安全で安心して部活動ができるよう部活動検討委員会を重ね、部活動の地域移行の要綱づくりや仕組みづくりを作成してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。地域移行、まだまだ難しいこともあると思いますが、協議を重ねていって子どもたちが安心して運動、文化、芸能を学べる環境づくりを確立していただきたいというふうに思っております。

それでは、次の項目に参ります。

香々地地域の災害時避難対応について3つの質問を行います。

①の質問は、今年8月に台風10号により市内各地で災害が起こり、特に香々地地域では、過去に例を見ない被害を受けました。その際、香々地公民館に避難された方は160名を超えたとお聞きしております。職員をはじめ、避難された住民同士の協力があり、食事の提供、物資の運搬等はおおむねスムーズに行われたとのことですが、受付時にやや混雑し、また、

高齢者の避難誘導等での手が取られたというふうにお聞きしております。当時の職員の対応人数など、状況をお聞かせください。

②の質問は、今回の場合、避難所に張りついていた職員、避難所に応援に来てもらう職員もいつもより人員が必要だったと聞いております。今後、このような大きな災害が起きることを考えると、スムーズで効率的な災害対応を行う観点から、災害避難対応時に対応できる職員数、職員のスキルアップ研修、関係各所との連携、連絡強化などを手厚くできないでしょうか、お聞かせください。

③の質問は、住宅が床上浸水した方など、長期の避難を強いられている方々がいました。高齢者の方や被災された方々が香々地を離れてホテル生活避難をすることに抵抗が大きく、長期避難ができる施設が香々地に必要だと考えます。また、今回の災害は被災範囲が広く、香々地公民館まで避難するにも時間がかかるという声を聞きました。

そこで、現在活用していない旧香々地庁舎を避難施設として改修も含め、旧三重小学校などその他の施設での災害発生時避難場所の開設及び長期避難ができる場所としての活用ができないでしょうか、お聞かせください。

お願いします。

○議長（安東正洋君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、船木靖幸君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（船木靖幸君） 野崎議員の香々地地域における災害時の避難施設での対応についてのご質問にお答えいたします。

8月29日の朝6時に香々地公民館を避難所として開設し、自主避難者の受入れを開始いたしました。13時時点では9世帯9名の避難者でしたが、竹田川は氾濫危険水位を超えたことや、14時40分に緊急安全確保が発令されたこともあり、避難者は急激に増え、16時の時点では56世帯110名が避難しておりました。最も多かったのは19時の時点で105世帯168名と、これまで対応したことのない避難者数となっております。

短時間に避難者が集中したため受付で混乱が見られ、応援職員の増員を要請いたしました。また、想定外の避難者であったので、毛布や敷きマットに不足が生じ、物資の追加要請をしたところであります。食事の配布は、応援職員が到着する前でありましたが、ありがたいことに避難者の中から十数名が自主的に名のりを上げ、役割分担を決めて手伝ってくだ

さったので、スムーズに配膳することができました。

以上のような状況でありましたが、雨が小康状態となると帰宅する方が増えていき、30日の朝7時には、避難者は15世帯21名になっておりました。31日の朝7時の時点で3世帯3名の避難者がありましたが、1名が帰宅、床上浸水の被害を受け、帰宅困難となっていた2名については受入先を手配し、避難所を閉鎖いたしました。

以上が、香々地避難所の大まかな経過でございます。

○議長（安東正洋君） 市参事兼総務課長、飯沼憲一君。

○市参事兼総務課長（飯沼憲一君） 私からは、2点目の災害時避難対応における人員の増員についてのご質問にお答えをいたします。

市では、台風10号の災害対応について各課からの意見や改善点を集約し、災害対応の振り返りを行ったところであります。避難所の運営における課題につきましても、受付時の避難者名簿の記入が煩雑であり混雑したなどの意見や、避難者の急増にも迅速な対応ができるよう職員の配置について見直しが必要という意見がありましたので、終わってからすぐ改善策の検討を進めたところであります。

また、独り暮らしで自力での避難が困難な高齢者などの避難に当たっては、自治会を単位とした自主防災組織による共助や個別避難計画に基づく支援などが行えるよう、引き続き防災訓練などに取り組んでいただく、そういった防災意識の向上や自主防災組織の活動の活性化を図り、地域ぐるみで防災力の強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、3点目の旧香々地庁舎を含め、避難施設として活用ができるものはないかというご質問にお答えをいたします。

ご案内のとおり、台風10号により自宅が床上浸水した避難者を、自宅が使用できない間、緊急の措置として、長崎鼻リゾートキャンプ場や香々地の庁舎の公民館の裏にあります社協がやっています生活支援ハウス、そちらで利用料減免するなどして受入れを行ったところであります。

今年1月の能登半島地震で犠牲となった方のうち、避難生活等で心身に負担がかかり亡くなった、いわゆる災害関連死の人数は、建物の倒壊などによる直接死を上回る状況となっております。避難生活の根幹となるトイレ、食事、ベッドの確保が

重要であるというふうに言われております。

避難が長期にわたって必要となる場合に、備えた施設が必要ではないかというご心配からのご質問ですが、香々地地区には、トイレやベッドなどの宿泊機能を十分に備えた、県の施設であります。香々地青少年の家というものもありまして、これも一応市の指定避難所に指定させていただいておりますことから、こういった既存施設の活用をまず検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

また、昨年7月の大雨により被災された方には、市営住宅に入居していただいた実績もあります。また、今回利用した長崎鼻リゾートキャンプ場をはじめ、利用可能な施設についての検討をさらに進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、香々地公民館などの避難所には、大規模災害時にも対応ができるよう段ボールベッドなどの充実を図り、避難所の環境改善にさらに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

またですね、避難者が殺到し、香々地公民館だけでは避難所の受入れが困難となる場合には、香々地中学校や三浦小学校、ご案内の旧三重小体育館であります、現在の香々地体育センターといいますが、そちらを指定避難所に指定しておりますので、被害の状況や避難者の状況に応じて、指定避難所を追加開設するという事も考えております。

また、大規模災害により道路が寸断するなどして、そういった指定の避難所に避難することが困難となる場合には、地域の住民だけで、適宜ですね、避難所の開設や運営が求められるようなことも想定されます。

繰り返しとなりますが、防災訓練などを通して防災意識の向上を図るとともに、自治委員の方や防災士の方を中心に、自主防災組織の活動の活性化を図るよう我々も啓発、お手伝いをし、地域防災力を強力に強化してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） 丁寧なご説明ありがとうございます。①の質問でちょっと再質問を行います。

今回は、職員はじめ市民の皆さんも初めての経験で、多少混乱が見られたと思いますが、この経験を踏まえ、何か教訓となるようなことがあれば、ご紹介いただければというふうに思います。

お願いします。

○議長（安東正洋君） 地域総務二課長兼水産・地域産業課長、船木靖幸君。

○地域総務二課長兼水産・地域産業課長（船木靖幸君） 野崎議員の再質問にお答えいたします。

今回、避難所開設時の課題は、避難者が殺到したときの受付と食事の用意でありました。今回の台風10号では、限られた人員の中での対応で、避難された方の受付時に混乱が生じたことは反省点の一つと考えております。今回は、増員の要請で対応いただきましたが、緊急安全確保の発令が想定される場合は、余裕を持った人員配置が必要であると感じました。受付時間の短縮のため、受付用紙の改善も必要かと思っておりますので、防災対策室とともに検討をいたしてまいりたいと思います。

また、今回のような緊急時で人手が必要なときに、避難者の皆様に夕食の配膳にご協力いただいたことは、大変うれしく感謝いたしております。

このことは、避難所運営は官民協働で行うことの今後の参考となる事例であったと考えております。また、今回の避難者の方々が取られた行動は、防災訓練等により培われたものと思われ、日頃からの防災意識の啓発の大切さを実感いたしました。

以上であります。

○議長（安東正洋君） 野崎 良君。

○1番（野崎 良君） ありがとうございます。今後いつ起こるか分からない自然災害等での被災においては、市民の生命・財産を守るためにも、今後、継続して最善の策を検討していただきたいなというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（安東正洋君） これにて、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日から12月17日まで休会し、各委員会において付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、12月18日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、討論の通告は、12月16日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦勞でした。

午後2時51分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名
する。

豊後高田市議会議長 安 東 正 洋

豊後高田市議会議員 於 久 弘 治

豊後高田市議会議員 中 尾 勉